

参議院災害対策特別委員会会議録第五号

平成十六年三月二十九日(月曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

本田 良一君

補欠選任

谷 博之君

三月二十九日

辞任

田村 公平君

補欠選任

段本 幸男君

出席者は左のとおり。

委員長

日笠 勝之君

理事

大仁田 厚君

太田 豊秋君

大淵 絹子君

白浜 一良君

委員

加治屋義人君

柏村 武昭君

小泉 顕雄君

田浦 直君

段本 幸男君

鶴保 庸介君

今泉 昭君

勝木 健司君

谷 博之君

藤原 正司君

築瀬 進君

大沢 辰美君

大門実紀史君

国務大臣

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(防災))

井上 喜一君

副大臣

内閣府副大臣

佐藤 剛男君

総務副大臣

山口 俊一君

財務副大臣

石井 啓一君

大臣政務官

森元 恒雄君

内閣府大臣政務官

事務局側

伊原江太郎君

常任委員会専門員

政府参考人

尾見 博武君

内閣府政策統括官

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

塩田 幸雄君

国土交通省住宅局長

松野 仁君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(日笠勝之君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十六日、本田良一君が委員を辞任され、その補欠として谷博之君が選任されました。

○委員長(日笠勝之君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣府政策統括官尾見博武君、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長塩田幸雄君及び国土交通省住宅局長松野仁君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴

取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(日笠勝之君) 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大仁田厚君 どうもおはようございますと言いたいところですが、もう十二時過ぎでもおりますので。

ふと思うんですが、いつも思うんですが、災害というのは、災害というのは何かとてつもなくやつてきて、それでそれが過ぎ去った後、どうしても僕たちの中で忘れがちなところがありまして、どうしても、僕は長崎県出身で、ちょうど長崎水害があつたときに、うちの実家がもう百年以上続いたふろしき屋なんですけれども、大臣、聞こえますか。

○国務大臣(井上喜一君) はい、聞こえます。

○大仁田厚君 もうちょっと大きな声で言いますか。

うちの家はふろしき屋なんですけれども、やっぱり災害になると洪水が起きて、結局そのふろしきは全然駄目になつてしまふわけですよね。そうすると、やっぱり一家困るわけです。うちのいちゃんは嘆くわ、ばあちゃんも嘆くわ、うちの母ちゃん、父ちゃんも嘆くわ。そんなんでやっぱり、被害者としてはどうしても、どうしてもやっぱり全額負担してもらいたい、そういう意識があるんですけれども。

こういう仕事をしていて、やっぱりいろいろ考

えるんですけども、じゃ人が亡くなったときに

どれだけの補償をするべきなのか。その基準があつて、その基準を立てたときに、じゃ家をなくした人の基準というのはどうなるんだらうかという、そういう論議が常に繰り返されると思うんですが。

僕は思うんですが、やっぱり災害に対して常日ごろから緊張感を持ち、昔あつた連帯というものを町ぐるみや、町ぐるみ、そしてまた市、県という地方自治体の部分でもちゃんと今後やっぱりそういうシステム作りをしていかないと、やっぱり急な対応というのは不可欠だと思うんですけれども、急に対応するというのは。

僕は非常に、非常に印象に残っているのが、物すごい落胆したのは、僕はそのころ参議院でも何でもありませんので、一般市民なので、テレビで見えてあそこはどことだつたですかね、北海道の落盤事故のときですね。あれは正確な日にちでは、僕の記憶したのでは、道知事がその現場に駆け付けたのが三日後か四日後、その道のトップです、その道のトップの方がその現場に駆け付けたのが三日後、四日後、どんな大切な用事があつたか知りませんが、道民の人の命や、そういったセッパ詰まつた状態において、そのトップの方が駆け付ける駆け付けないでどれだけ勇気付けられるか。そういったものを、そういったものを含めて今日は御質問したいと思うんですが、ソフの部分、ハードの部分も含めて今日は御質問したいと思うんですが、今回の被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案について、今日は大臣の、その他関係の方々に御質問したいと思

います。

防災行政は国民の生活を守る上でとても重要なものだと思っております。しかし、行政の取組だけで安全を確保することはできません。自助、共助、公助のそれぞれがしっかりとかみ合つてこそ

国務大臣

国務大臣(内閣府特命担当大臣(防災))

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

井上 喜一君

本当の安全が確保されるのではないでしようか。
そこで、井上大臣にお伺いします。自助、共助、公助のバランスはどのように保たなければならぬとお考えですか。また、防災行政に対する御決意をお聞かせ願えますか。

○国務大臣(井上喜一君) 日本は大変災害の多い国であります。災害が起りますと人間の命やあるいは財産に大きな影響をもたらすと、被害をもたらすということでありまして、我が国としては、もう常に災害につきましては最重点課題の一つとしてこれまで取り組んできたと思ひますし、これからもそういう心構えを持って取り組んでいかなくてはならないと、こんなふうに思ひます。制度もだんだんだんだん整備をされてきておりまして、あと残っておりますのはこのたび審議をいただく住宅再建の制度でございます。こういう制度が完成してまいりますと、あとは被災後の復旧ですね、対応をいかに的確に早くやっていくかと、こういう課題が主として残るかと思ひんでありますけれども、この制度の運用を的確にできますように心掛けていかなくちやいけなさと、こんなふうに考えている次第であります。

ただ、やっぱり今お話がありましたように、災害のような場合、これは安全保障も含めて私はそうだと思ひますけれども、みんなの財産はみんなを守るというような考え方が基本にないと十分な対応ができないんじゃないかと、こんなふうに思ひます。災害の場合、全く同じでありまして、自分でやるべきことは自分でやっていく、国とか自治体と共同していくところは共同でやっていく、あるいは国と自治体でやっていくようなところは国と自治体が協力してやっていくということでありまして、その限界がどこにあるかということ、これが大変難しい問題でありますけれども、一応のやっぴりめどは付けておかないといけないと思ひます。ダブってそれそれやる、そういう必要性というのは余りないと思ひんであります。このたび問題になりますのは自助と、特に今回の制度は公助でありますから、その境界をどう

するかということですが、私は、住宅というのは私有財産制度の中では一番のこれは中心を成すものであります。大変住宅は重要なものです。人間の生活には欠かせないものでありますけれども、しかし、これにつきましてはそれぞれの個人が責任を持つというのが現行の私は制度だと思ひますし、そういう考えを基本にして制度を作っていくかといかないと、こんなふうに思ひます。

自助でありますから、まず家を建てる、そのためには融資の制度もありますし、あるいは保険の制度もあります。火災保険あるいは地震の保険制度に入るといふようなこと、あるいは耐震化なんかにつきましても十分に地震に備えられるような、そういうような建物を建てていくというふうなことも私は必要だと思ひんであります。

公助の場合、国がなかなか建築本体にまで入り込んで助成をしていくというのは、私は今の時点といひますか、いふのは難しいというふうに思ひますし、恐らくこういう考え方というのはそう簡単には変わらないと思ひております。やはり国として援助をするところは、住宅を建てやすくする、それはもうもちろんそういう制度であるんでありますけれども、建築費本体の、建築費に対して助成するというのはなくて、その周辺部分ですね、そういったところまで制度を広げていく、それがおおむね限界じゃないだろうかと思ひておりました。このたびの制度もそういうような考えの下に作って、この法案として提出させていたのだと、こういうところでございします。

確かに、どこまでが自助で、どこまでが共助で、どこまでが公助かというのは大変議論のあることだと思ひんでありますけれども、大まかな考えとしては今申し上げたとおりでございします。

○大仁田厚君 ありがとうございしました。是非前向きな、前向きな進歩的な防災の行政の改革をやってみたいと思ひております。これについての一の質問に対してのちよつと補足なんです、今回、被災者生活再建支援法の施

行から約五年ぶりに改正案提出となつたわけですが、現行法の課題、そして改正案提出の経緯と改正案のポイントについて御説明願ひたいと思ひます。

○政府参考人(尾見博武君) お答えを申し上げます。

現在の被災者生活再建支援法は御案内のように平成十年に成立いたしました。全壊世帯に最高で百万円、これは家財道具の調達でありますとか引越費用とかそういうものに要する経費でございますが、支援するものとして成立をいたしました。

同法の附則に一つ宿題が載っております。住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方について検討を行い必要な措置を講ずるといふことにされておるわけでございします。同時に、附帯決議におきましては、法施行後五年を目途として総合的な検討を加え必要な措置を講ずるといふことにされておるわけでございします。

この間、住宅再建の在り方等につきましていろんな勉強をしてまいりましたが、なかなか集約できずにいたということがございしました。国会の中でも先生方もいろんな御議論、取組があつたように承知しておりますが、なかなか容易に決着が見なかつた、こういう状況がございしました。

こうした中で、昨年度に知事会の方から、この安定した居住の確保という問題をこのままにしておいてはいけないのではないかという観点から、被災者の生活再建を支援する上での重要課題の一つであるという認識の下に、三百億円新たに拠出をするということ前提にして支援制度の創設の要望がございました。これを受けまして私ども概算要求をさせていただきまして、平成十六年度の政府予算において住宅再建等に要する経費について最高二百万円の支援を行う居住安定支援制度が創設された、こういう経緯でございします。

今回の法律案はこの予算を執行するためのものでございまして、ポイントといたしましては、支援金支給限度額を百万円から三百万円に引き上げ

ること、あわせて都道府県が拠出した運用資金を取り崩し可能なものとする等が中心のポイントになつておるものであります。

以上でございします。

○大仁田厚君 ありがとうございします。済みませんが、できるだけ分かりやすく手短によろしく願ひたいします。ちよつと質問が、できる限り時間を使って質問したいと思ひますので、はい、済みません。

今回創設される居住安定支援制度には被災者に対する家賃補助なども含まれておりますが、家賃補助を制度に盛り込んだ経緯を含め、居住安定支援制度の概要についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府参考人(尾見博武君) まず、家賃補助の制度を入れた趣旨でございしますが、中央防災会議の専門調査委員会の報告におきまして、住宅の所有、非所有にかかわらず、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことというふうな提言がございします。住宅再建といひますと、やもすれば持家優遇みたいなイメージがありますが、やはり賃貸住宅に入居されているような非所有の人についてもきちつとした支援が必要ではないか、こういう問題意識で今回制度の創設についてお願いをして家賃補助について認められた、こういうことになつておるわけでございします。

居住安定支援制度のポイントでございしますけれども、ごく簡単に申し上げますと、従来の生活再建支援金百万円に加えて居住関係経費を対象とする制度を創設する、簡単に言ひますと、再建又は新築等の場合は二百万円を上限、大規模半壊の場合は補修するに当たつて百万円を上限、賃貸入居の場合は五十万円を上限とするということでございます。建て替えの、対象の経費につきましては、建て替え、補修に係る解体撤去・整地費、借入金関係費、家賃等を対象にしているものでございします。そうした結果、今申し上げました支給限度額が三百万円に引き上がると、こういうこと

でございます。

○大仁田厚君 ありがとうございます。

どうも済みません、本当はアドリブでやりたいんですけれども、自分の言葉じゃないとなかなか表現がしにくくて。本当に委員会でも自分の言葉で本当分りやすく説明したいんですけど、どうしてもこういう正式なものになつてしまうと自分も読み入ってしまう自分がいます、本当に分りづらいところもあると思うんですが、極力努力します。

今回の改正案では、被災した住宅再建のための解体撤去費などの周辺の経費を支援対象としています。また、衆議院の委員会では建築費本体を支援対象とすべきという議論があつたと聞いております。しかし、住宅を耐震化したり地震保険に加入するといった事前の備えや被災住宅の再建については自助が基本であり、個人資産のある住宅本体の再建に多額の税金を投入することは住宅を所有していない納税者が納得するかどうか、国民のコンセンサスが求められていると思ひます。そのような議論がある中で、被災者の居住安定を支援する実効性ある制度を作るために政府としてぎりぎりの判断を示されたことは、大きな僕は前進だと思つております。高く評価されると思つておるんですが、ここで井上大臣にお伺ひいたします。

個人の住宅に対する備えについては自助を基本とすること、今回の創設される居住安定支援制度の整合性についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(井上喜一君) これまで、この住宅の再建というのは大変生活安定という面から見ますと重要なものだという、こういう認識があつたわけでありまして、一般的な制度としてそれができていなかったわけでありまして、このたびこういった制度ができますということは非常に大きな前進であり、私どもの立場からいへばこれ画期的な制度じゃないかと、こんなふうに思ひます。

今、ただ一点問題になつておりますのは、建築費そのものにも金を使えるようにすべきだといふ、こういう議論があるわけでありまして、も、やっぱり住宅につきましては自分でこれは責任を持つて建てていくものだ、維持管理をしていくべきものだ、こういう私は基本、今の社会の基本はそうだとおもうに考えているわけでありまして、そういう意味におきましては、今回の制度、助成の対象といひますのは、建築費そのものには入つておりませんが、その周辺の部分を助成の対象にいたしております、そういう意味ではぎりぎりといひますか、できるところまでは助成の対象としていつた、こういうことが言えると思ひます。

今は住宅の制度につきましては融資の制度もございまして、あるいは税の減免の制度もございまして、それから地震保険の制度もあるわけでありまして、極力そういうものを活用しながら、やっぱり家は自分で建て自分で維持管理をしていくといふ、そういうお考えの下には是非お願いをしていきたいと思ひます。特にこれから問題になりますのは、先ほども御答弁申し上げましたけれども、やはり耐震化のそれを工事をしておくといふことですね、これが非常に大事なところだといふふうに思ひます。

現に、大きな新聞の一つにもこういう論説が出ているんです。公費をつぎ込んでいくといふことは、そういう努力をしなくなるんじゃないか、つまり、努力をした者が損するんじゃないか、こういう制度は問題があるんじゃないかといふ、そういう視点からの論説もあるわけでありまして、私もどもいたしましては、やはり自助努力でできるところはしていく、しかしながら、その周辺部分についてはできるだけのことはしていく、そういう考えの下に今回の法案を提出させていただいたといふことでございます。

○大仁田厚君 ありがとうございます。

阪神・淡路大震災では、犠牲者の八割が家屋倒壊などによる窒息死や圧死だったそうです。住宅

への耐震化が浸透していれば犠牲者の数は大きく変わつていたはずではないでしょうか。しかし、この十年で公共ビルの耐震補強や新築の超高層ビルなどの耐震化は著しく進んでいるように思ひます。住宅の方の耐震化が促進されているように思ひませんけれども、ここで質問させていただきま

す。住宅の方ですね、大臣。住宅の方の耐震化が余り促進されていないような気がするんですけれども、ここで質問させていただきま

阪神・淡路大震災の個人住宅の耐震化の進み具合についてお聞かせください。あわせて、住宅以外の建築物の耐震化状況も御報告していただければ有り難いと思つております。

○政府参考人(松野仁君) お答えいたします。

国土交通省では、国内の住宅約四千四百万戸のうち約一千四百万戸、また、非住宅につきましては三百四十万棟のうち約百二十万棟、これらが耐震性が十分ではないと推計しております。これらの住宅あるいは建築物の耐震化を推進することが大変重要な課題と認識しております。

阪神・淡路大震災が発生いたしました平成七年に制定いたしました耐震改修促進法がございますが、多数の者が利用する公共性の高い建築物の所有者に對しまして、耐震診断あるいは耐震改修の実施の努力義務を課して耐震化を促進しているところでございます。

また、耐震診断や改修を促すための支援措置として、国土交通省では、地方公共団体が住宅や公共性の高い建築物に對して耐震診断あるいは耐震改修費補助を実施する場合には、その地方公共団体に對しまして補助を行う制度を設けるとともに、耐震改修費に對する住宅金融公庫による低利融資の制度や減税制度の適用などの措置を講じてきているところでございます。

今後、こうした制度の一層の普及を図りまして、耐震診断あるいは改修の促進に努めてまいりたいと思ひます。

○大仁田厚君 是非よろしく願ひします、はい。何事も、来てからということじゃなく、やっぱり

事前のそういったものが、どれだけ人の命を救つたり、災害に對しての恐怖から人を保護したりできるものですか、是非前向きな姿勢でやつてもらいたいと思ひます。

補足なんですけれども、地震保険との関係のことなんですけれども、政府として、今回の居住安定支援制度と地震保険との関係なんですけれども、役割分担の在り方、そして自助に当たる地震保険加入向上のための取組についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府参考人(尾見博武君) お尋ねに對してお答えを申し上げます。

地震保険のお話が出ましたけれども、今回の居住安定支援制度は、基本的には個人住宅につきましては自助あるいは共助の世界として対応すべきものである、そういう前提を置いた上で、ただ、自力ではなかなか自立できないという方々に對しましては、その自助の努力を後押しするという形の公助、そういうものを考えるべきじゃないか、こういうことでございます。

したがしまして、私もどもいたしまして、その自助の世界ということになりますと、今、先生御指摘になりました地震保険というものが当然ございまして、それから、耐震補強というものも大きな柱としてございます。そういう地震保険につきましても、現在、残念ながら農協等の建物共済等と合わせましても三〇%程度の普及しかございせんので、この普及の促進というのは重要な課題であると認識しております。

具体的には、保険会社等々との協議の中で、できるだけ安い掛金で、それは加入が促進されるようないろんな知恵を出していく。あるいは、税制についても、所得税の控除みたいなことについてもお願ひをしていく。こういうことで加入促進を図つていくところでございます。

○大仁田厚君 ありがとうございます。是非努力してもらいたいと思ひます、掛金を安く。

補足なんですけれども、三宅島などの長期避難世帯への特例ということなんですけれども、おと

といの三宅島、新しい村長さんが初めて島を視察されたというニュースがありましたけれども、全島避難してから三年以上が経過しても島民の人が島に戻る事ができない状況にありますね。避難した島民には現行の被災者生活再建支援法が支給されていますが、実際の帰島後の生活再建のために不十分という声もあります。

そこで、お伺いしたいと思います。今回の改正案では、このような長期避難世帯に対してどのような取組をなされようとしているんですか、お聞かせください。

○政府参考人(尾見博武君) お答えをいたします。

今、先生御指摘の三宅島の長期避難でございまして、三年を経過して、残念ながらガスのために戻れない状況が続いておりますけれども、私どもとしては、三宅島の新しい村長さんの御意向なんかも承知しておりますので、帰島に向けた準備というのをいろいろ加速させていきたい、こういうふうにご考えております。

今御指摘の生活再建支援金法の世界でありますけれども、既に長期避難世帯の特例として百万円、いわゆる生活再建支援金の百万円の支給というものの対象となっております、ほとんどの方がそれを受給されておられるという現状でございます。

ただ、避難解除をして帰島されるという場合に当たっては、やはりもう一度引越しをしないといけないということだと思いますし、家財道具等もそのまま使えるかどうか、こういう問題意識を持って、二度目になりますけれども、例外的な扱いとして最大限七十万円の支援金を支給するというのを予算措置として認めさせていただいたところでございます。これは、ただ全体の三百万円の枠の中のお話ということに整理させていただきます。

以上でございます。

○大仁田厚君 今回の改正案は、被災者の居住安定支援制度を創設するなど、被災者の住まいの確

保、つまりハードです、はい。阪神・淡路大震災では、被災者の生活再建の多くの仮設住宅や災害復興公営住宅が建てられました。しかし、そのようなハードの支援だけでは真の生活再建を手助けできたと僕は言えないと思うんです。公共住宅などで孤独死や自殺者の多発といった現状を見れば明らかなんですけれども、被災者の真の生活再建のためには心の再生、心の再建が可能となるようなソフト的支援も僕は重視するべきだと考えているんですけれども、そこで御質問いたします。阪神・淡路大震災やその後の災害において国や地方が行っている心のケアの対策をお聞かせください。

○政府参考人(塩田幸雄君) 災害の被災者の方々ににつきましては、災害によって肉親、縁者、あるいは財産をなくすということでごさいます、精神的に大きなダメージを受けておられる方が多いことから、心のケアというのが非常に大切であると考えております。我が国におきましてこうした被災者に対する心のケア対策が重視される契機となったのは、御指摘の阪神・淡路大震災であったと思います。

阪神・淡路大震災の際には、心のケアを必要とする方々に対しまして、兵庫県を中心にいたしまして精神科救護所の設置あるいは巡回健康相談等が実施されたところでございますが、国といたしまして、関係の都道府県あるいは関係の団体にお声掛けしまして専門家の派遣をお願いしまして、兵庫県と密接な連携を取って対応したところでございます。

兵庫県におかれましては、この阪神・淡路大震災以降の心のケアに関する様々な取組をされ、その蓄積を基に、今年の四月一日に、心のケアに関する実践的研究あるいは研修を行うために兵庫県こころのケアセンターを設置されると聞いています。ところでございます。これは全国でも初めての取組でありまして、震災に関する心のケアに関する特化した機関としては初めてでございますので、厚生労働省としてもその成果につきまして大いに

期待をしているところでございます。

このように、被災者の心のケアにつきまして、災害発生時に二一三に定じたケアを実施できる地方公共団体が中心になって対応するわけですが、日常的にも地方公共団体の保健所あるいは精神保健福祉センターにおける心のケアの相談、あるいは医師、保健師、精神保健福祉士などに対する専門家の研修、また保健医療従事者向けの災害時の心のケアの対応ガイドラインを作るなどの取組を行っているところでございます。

今後とも、国、地方公共団体、連携いたしまして、被災者の心のケア対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○大仁田厚君 新聞の一節なんですけれども、阪神大震災の被災地兵庫県の復興住宅で被災者が人知れず亡くなったという孤独死が依然なくならない、肉親者との死別、病氣、ストレス、あれから九年、亡くなった理由は様々でも、それぞれの死は重い課題を突き付けているという一文があったんですけれども、ちよつと早いんですけれども、最後の質問になるんですけれども、その前にちよつと、自分ながらに阪神大震災を受け止めて、自分は衝撃的だったものですか、朝テレビをつけたら高速道路のつづれたところが出ていまして、一体何が起ったんだらうと思ひながら、どんどんどん死が増えている。

僕は文教科科学委員に属しているんですけれども、常に思うんですけれども、やっぱり連帯というものを、家族が家族であった時代、周りが周りを気にしていた時代、僕は国だけが、国だけが、じゃ支援や補強、そういったのを促進するだけじゃなく、やっぱり地域社会が人を守るんだ、人というのを助けるべきなんだ、そういったボランティア精神に初めて気が付いたときは僕は阪神大震災なんだと思うんです。

そして、やっぱりこれから九年たちますと、だんだんだんだん、やっぱりだんだんだんだん人の心というのは忘れていく。嫌なことは忘れやすよね。これは自然な僕は摂理だと思います。だれし

も、大臣でも嫌なことは極力忘れようと、悲しいことは忘れていこうと思うのが人間かもしれない。それに對する教訓を常日ごろ、常日ごろキープさせる、国民の皆さんの意識の中で常に持たせるといふことは僕は必要なことだと思うんです。

だから、役割分担というのはどの辺のところなのか。国がやること、そしてまた地方行政がやること、そして町やその小さいコミュニティがどうやって連携を保ちながら人を救うか。災害といつても、大きなものだけが災害ととらえるのか。小さな、小さなところで台風が通過した、そこで一人一人が亡くなった、じゃそれは小さな災害で見逃すのか、そういった問題ではありませ

ん。大きなうねり、大小を問わず、災害は災害なんです。その中で生まれるものをもつと僕たち日本国民がもつときちんとした形でとらえていく、そして教訓として残していくというシステムをちゃんと作らなければ僕はいけないと思うんです。

やっぱり大臣にお願いしたいのは、是非是非、任期中にでも災害があったときにはすぐに駆け付けていただきたい。どれだけの地域の人間が、地域の人間が大臣が駆け付けることによって勇気付けられるか。ああ、最高のトップの人が来てくれたことによつて勇気付けられる、その勇気というものは僕は絶大だと思ひますので、そして、ハードも確かに必要ですけれども、やっぱり心のケアというのは僕は本当に必要なものだと思ひます。

最後に、大臣に質問なんですけれども、補足なんですけれども、ソフト的な支援というのは僕は車の両輪のようにやっぱり促進していかなければいけないとても重要なことだと思っております。この部分では是非井上大臣に御所見をお伺いしたいんですけれども、よろしく願ひします。

○国務大臣(井上喜一君) いろいろと有益な御指摘をいただきましてありがとうございます。確かに災害というのは、いったん起こりましてすぐ忘れてしまうような傾向があるわけであり

ますけれども、神戸の、阪神・淡路のあの大地震というの、都市の直下型の地震でありまして、非常に被害も大きかったというようなこと、多くの人命も失われたと、こういうことから、それでも割合とまだ記憶にとどまるところが多いと思うのであります。ともかく大きな災害であったために、この阪神・淡路大震災を契機にいたしましていろいろな制度の見直しが行われてきた、制度の充実が行われてきたことは、これは災害対策という点からは、これはある程度評価をされてしかるべきものじゃないかと私は思います。

国として何をやるべきなのかということでありますが、やはり基礎的なことですね。今のお話にありました、ハードといわずソフトといわず、基本のところはやっぱり国でやるべきだと思うんです。例えば観測体制ですね。観測をきちつとして知見を積み上げていく、それを土台に研究をしていくというようなこと、それを現実生かしていくというようなことも必要でありましょう。あるいは公共施設の耐震化を図っていく、例えば小中学校の学校でありますとかあるいは体育館ですね。これは、常時人がおりまして、あるいは避難をする場所でもありますから、そういうようなところ、これは国だけではなしに公共団体もそういったことに本当にこれからもっと力を入れていくべきだと思います。あるいは河川だとか道路だとか、あるいは海岸堤防ですね、こういうようなことも重点を置いてやっていかないとけないと思います。

それから、国と県が共同してやる部分というのは、経済的な側面の支援、生活面の支援ですね、これなんかは恐らく国と県が共同してやる。それからさらには、自助を助けるような制度を国とか県が考えていく、こういうようなことですね。こういったことが国が中心になってやっていくべき分野だろうと思います。しかし、基本は、これまでも申し上げましたようにやっぱり自助ですね、自助を中心に住宅なんかの場合は考えていくべきことだと思えます。耐震化もその中に含まれる。

そういう対策だと考えるわけでございます。

精神的なケアの面でありまして、私も昨日、神戸でこのケアセンターというのが竣工いたしましたので、出席をさせていただきました。今、厚生労働省の方からお答えありましたように、これは心の悩みを持つ人、トラウマですね、そういう人たちの相談に乗るとか、あるいは研究を深めていくとか、あるいはそれに関係する人材を養成をして派遣をしていくとか、こういうようなことをするのが昨日竣工いたしました兵庫県のケアセンターなんです。私はこんなことも必要だと思えますし、そのほか医療なんかにつきましても、これはもともともつとやっぱり配慮していくべきところがあると思えます。

あるいは兵庫県で、御承知の方はあると思うんですが、復興担当教員制度というのがあつて、これは子供までやっぱり心のケアをする必要があるということで、特別に先生の定数を確保しまして、そういう生徒を対象に授業をしているわけですね、授業といえますか心のケアをしているわけでありまして。

私は、ですから、やっぱりあいう神戸、淡路のような大震災であります、単に物的なものだけの損傷だけではなしに、あるいは生活面だけの影響だけではなしに、そういう精神面のそういう被害といえますが影響も大変大きなものがあると思うんであります。正に基本のところ、こういう面での例えばトラウマなんかにつきましても研究などというのはまだこれからのものでありまして、こういう面につきましても大いにもっと力を入れていくべき分野だといふふうに考えております。

○大仁田厚君 大臣、ありがとうございます。是非大臣には、そしてまた総理には、是非そういった被害があつたときには、現地に本当、迅速にどんな危険を冒しても僕は行ってもらいたいなと思つてます。

たまたまイラク自衛隊派遣法のところで、僕は、自分が、国会議員が責任を持ってボタンを押

して自衛隊を派遣するのに、何で国会議員が行く気持ちがないんだと思ひまして、僕は余りこの国会という社会の中で順応して、こうとは余り思ひませんので、本当国会議員らしい国会議員になろうなんて一切思ひませんので、一言言わせていただきたいんですけれども、僕は常日ごろ思うんですけれども、疑問ばかりが頭の中に投げ掛けられて、国会議員というのは一体何なのか。国民から選ばれて国会議員、国会ということにやってきました。いろんな審議することも確かに必要かもしれない。審議も確かに必要かもしれないです。だけれども、今の時代、何が政治不信を招き、いんな意味で見えにくくしているのか。確かに、この中で議論していることは確かに重要なことだと思ひます。だけれども、やっぱりそれが外に見えなければ、私たちはこういうことをやっているんだよということをやっているんだよという形で見せなければ、見えないものは見えないんです。

やっぱり大臣が、じゃーいやいやまだ、よろしいですが、もうそろそろ終わろうかなと思ひているんですが、済みません、終わろうと思ひているんですけれども。

いやいや、僕は思うんですけれども、簡単に言う、災害対策なら災害対策でどうやって論議しているわけですから、いち早く僕らが現地に立つとかそういうシステムを作るとか、党なら党、各党災害支援をするなら災害支援で、各準備委員会じゃないですけれども、そういう機関があつて現地にふつと行くとか、そういうものを常日ごろ国民の気持ちになつて、そして僕たちは国民の代表なんだということで表していかなければいけないと常日ごろ思ひます。いや、それができなければ、いつでも国会議員を辞めなきゃいけないと思ひているんですけれども、イラクの件は党の方に言われまして、今はいろんなことが起きるからやめてほしいと言われたので引き止めたんですけれども、近い将来行ってこうと思ひているんですけれども、行かないと自分のプロセスが成り立たないんです。

何でもそうですけれども、何でも、僕は災害もそうですけれども、やっぱり教訓を得たら、それを忘れないで、次には絶対これだけの、これだけのことはやろうという準備というものを常日ごろ持っていなければ、おれはいけないと思ひております。

大した質問ではなかつたんですけれども、やっぱり僕は、災害というものは常に、常日ごろ教訓として忘れないで、それを次の災害に向けて、次の災害に向けて準備しておくのが僕は必要だと思ひます。そしてまた、是非この大臣の任期中に、是非教育の部分でも災害に対して子供たちに、そして大人たちに、災害というものは自然に來るものであつて、自然なものを、家族を守るため、そして周りの人々を守るために、こういった準備をしておけば極力最低、最低これだけは守れるんだよというぐらいの基本的な教育は、僕は教育を推進してほしいと思ひております、はい。

どうも今日はありがとうございます。

○副大臣(佐藤剛男君) 副大臣の佐藤でございます。

ただいま委員の重要な御指摘、災害時における国の特別災害チームを作つたりしまして現地にまで行くと、そういうことを見せろという、おっしゃる点でございますが、実は私、昨年の九月二十六日、十勝沖で大地震がありました、朝の四時五十五分でございますが、その折に、井上大臣それから総理から、とにかく十二時間以内にチームを作つて行けということで、私が団長になりまして、市ヶ谷の自衛隊の本部の屋上から五十人の団員を連れまして現地に参りました。十二時間以内にスタートいたしました。スタートしましたのが四時半でありました。

そういうことで、地方公共団体と調査を聞き、直ちに現地において先生の御指摘の安心感、それからその対応ぶり、これをはつきりとお見せしたところが最近の状況でございます。井上大臣の指

示の下、総理の大きな指示の下に動いたわけであります。

また、豪雪がありまして、つい最近北海道にその折にも、三十センチぐらいなのが二メートルぐらい降ったともう悲鳴を上げておったわけでありまして、私は団長で関係省庁を連れまして、そして現地に赴きまして所要の対策を取ったところでありまして、委員の御指摘、非常に重要なことであります。それを目に見える形で進めていくということが、井上大臣の下で仕える身として全力を挙げてさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大仁田厚君 いやいや、副大臣ありがとうございます。

そういった前向きな姿勢が僕は政治不信を払拭したりするものだと思っておりますので、是非前向きに前進的に、それで何というのかな、どうしてもパフォーマンスと見られがちなんですけれども、じゃアメリカやフランスやいろいろな諸外国が、じゃ現地に行ったときにやっぱり格好いいじゃないですか。やっぱりそういった、おれたちやつぱり命を懸けているんだって、この国で国民から選ばれたためにこうやっておれは命を張っているんだというところを見せていく必要性が僕は十分にあると思います。

それで、勇気というものを国民に投げ掛けられたらこの国はどんどんどんどん変わっていくと思えますので、是非みんなで努力して、みんなで頑張つてこの国をいい方向に進めていくことが僕は必要な時代だと思っております。そしてまた、心豊かな国づくり、この災害対策というのはそういった部分では重要なポイントを占めていると思えますので、是非皆さんの努力で前進的な国づくりを推し進めてほしいと思います。

○大淵絹子君 前回の災害対策特別委員会、私は井上防災担当大臣と、日本の憲法に沿って、居住権は基本的人権であり、その国が守るべき生

命、財産を自然災害によって失ったということ、は、その守られるべき財産を失ったことに当たるわけだから、国がそれに対して支援をしていくのはごく当たり前のことではないかという論調を展開をさせていただきまして。

その中で、日本は経済的に戦後すごく成長してきて豊かな国になったのに、災害弱者に対してはまだ非常に情けないことしかできていない国であるということも強く主張させていただきまして。そして、災害被災者の住宅再建に公費を入れることに前向きに取り組んでいただきたいと強く要請をいたしましたけれども、残念ながらまだ前向きな答弁が得られていないので今日に至っています。もちろんその間、その後、衆議院の災害対策特別委員会の中で本法案の審議が行われてまいりました。

この法案の改正案の前提になったのは五年前、いわゆる九年前に阪神大震災が起こって、その後の対応の遅さ、国の対応の遅さから、市民団体や全国知事会が、住宅再建をするために、自立を支援するための何らかの制度が必要であるということと、全国知事会会長の財政の中から拠出金を出して基金を作るということを行いました。そして法制化がされて、その中で、さつき大仁田議員が国会議員とは一体何なんだというふうに投げ掛けましたけれども、衆参両院の全国会議員が、五年後はこの住宅再建に対して充実施策が図られるように見直さないかという附帯決議、附則を付けて、そして五年後に見直さないかという附帯決議を付けて今日五年目を迎えています。

そういう状況であるならば、国会の意思というのは一体どこにあるのかということをおも言わせていただきたいと思います。あつたとき、五年前法案を成立させたこの日本の国会は、立法府としての国会は、今回の見直しの中に、住宅に再建ができる、直接自立支援になる、そういう政策拡充をすべきであるということとを全会一致で議決をしたということとをまず申し上げておきたいと思えます。

そしてさらに、この動きを受けて全国知事会、は、去年の七月です、自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議をして、前に基金で出した三百億円のほかに住宅再建に必要であるならば更に基金をあと三百億円積み増ししようということとを申し合わせて国会陳情に参りました。これを制度化してほしい。それを受けて、鴻池防災担当大臣は前向きに取り組みたいという御答弁をされて、そして十六年度の概算要求の中で、この政策を実現すべく予算を計上した概算要求をしたわけでございます。しかし、そのことは、実現が今は少し後退をしましてしているという状況にあると思えます。

さらに加えて申し上げれば、平成十二年度の十二月に、国土庁は被災者住宅再建支援検討委員会を立ち上げまして、二年間の検討結果を加えまして、そのときの報告書の中では、住宅は単体としては個人資産であるが、阪神・淡路大震災のように大量な住宅が広範にわたって倒壊したときには、地域社会の復興と深く結び付いているため、地域にとつてはある種の公共性を有しているものと考えられる、実際、被災者の住宅や生活の再建が速やかに行われなければ、地域の経済活動は、活性化をし、その復興を促進することにはならないと、こういうふうな報告書で述べられていたよ。

そして、さらに中央防災会議は十四年の報告書の中で、十四年の七月です、行政としては、住宅の所有、非所有にかかわらず、真に支援が必要なものに対して、住宅の再建、補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要である、国は、現行の支援に加えて、安定した居住の確保のために支援策を講ずるべきであると、こういうふうな総理に答申をしている。

これらを総合的に、国会の動き、知事会の動き、そして内閣が諮問をした各委員会の答申、これらを受ければ、当然今回の法改正の中に住宅本体の補修費というようなものが明快に入ってきて当然

り前なのに、そのことができない状況を私は非常に残念に思います。

井上大臣は、先ほども新聞の世論を代読されていましたけれども、衆議院の委員会の場所でも、朝日新聞の論調を踏まえて、まだ十分に醸成をされていらないような御答弁があったように思うのですけれども、それは、井上大臣は、その被災者、特別な災害です、国が守れなかった災害ですよ、その災害で住宅を失った人たちにに対して公費で助成をする、そんな全額出すなんてもんじやないでしょう、自立するためのわずかな部分を出すことに對して、まだ時期尚早だと考えていられるのでしょうか。

○国務大臣(井上喜一君) 今るお話しになりましたけれども、正にそういう考え方を土台にいたしまして提案いたしましたのが今御審議をいただいている居住の安定制度に関する法律の改正なんです。

確かに、住宅というのは非常に大切でありますし、地域社会を構成する上から、また住宅というのは必要である、だれしもそれは否定をしないわけでありまして、したがって、国も県も一緒になりましてそういった再建のために協力をして支援をしていこう、こういうことであります。その場合に、どの程度まで支援ができるのかというその問題があるわけです。二百万円です、今度居住は二百万円です。二百万円も支援をするという、そういう制度なんです。

これはもう画期的な制度でありまして、その中に今御指摘の部分が含まれるか含まれないかでありまして、これは今の住宅の制度、要するに個人の、これはもう私有の財産の、本当に私有財産的な部分です、これについてはやっぱり建築をする、維持管理をしていくというのは本人の責任じゃないかと。それができやういようにはできないだけの支援をしていこうというのが今の私は全体の最大公約数だと、こんなふうな考えております。これは、今新聞の話出ましたけれども、朝日新聞だけじゃないんです。読売新聞もそうです。産

経新聞はもうちよつと、この制度はいかがなものか、自助の努力を阻害するんじゃないかというように、そういうような意見ですね。ほかの新聞も余りよく分かります、主張は。しかし、やつぱり公費を建築費につぎ込んでいくことについては、これはやつぱり慎重に検討しないといけないよというのが私は大勢なんじゃないかと思うんですよ。

しかし、我々は何とか住居の再建については支援をしていきたい、こういう気持ちでありまして、それがまた皆さん方の気持ちでもあったわけでありまして、そういう中でぎりぎりどこまで支援していくのか、こういうことを検討いたしまして、政府といたしまして今日のような制度に仕上げたということでありまして、何かいろいろなことを言われますが、私はこれ大進歩だと思いますよ、これは。本当に、一歩じゃないんです、百歩の前進だと、こういうように私は御理解をいたしたいと思います。

○大洲絹子君 私は、大臣の政治家としての考え方がもう少し前面に出てきていいのではないかなというふうに思っているわけですが、世論、世論といいますが、そういうものと被災者である立場にある人たちの思いというのは、多少私は乖離をしていると思います。政治はそのときにどちらの側に立つかというときに、私たちは政治家として弱い立場、災害の被害者である弱い立場の人の側に立つて判断をするのが本来あるべき政治の姿じゃないかと思っているわけでございます。

民主党は、この出されてきました政府案が非常に不十分であるということで、衆議院において修正案を野党共同提案で出させていただきました。しかし、その修正案の提出にもかかわらず、衆議院で否決をされるということで、誠に残念な結果でございます。しかし、今回、衆議院では四年後の見直しについて附帯決議を付けることができませんでした。これまで、私が先ほど申し上げましたように、

各界各層の人々の努力に対して、政府としてどうしたえていけるのかお聞きをしたいと思っております。

総合的な検討の内容として、建築・補修費、本体への支援制度の創設に向けて広範に検討すべきと考えますが、大臣、お答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(井上喜一君) 私どもは、この法律案をベストのものと考えまして提案をさせていただいたものでございまして、そういう意味では是非とも早く成立をさせていただきたいと思っております。

ただ、附帯決議にありますように、時の経過とともにいろいろな考え方も出てくると思っております。これはもうこの附帯決議にありますとおり、我々は検討させていただくということであります。

○大洲絹子君 大臣、ベストというのはどういうことですか。ベストと言われるなら、なぜ、じゃ去年の十月、概算要求をされたときに、今の制度の仕組みとは多少違う仕組みで概算要求をされたんですか。それが受け入れられなかったんでしょ、財務省に。それでこういう形にならざるを得なかったんでしょ。鴻池前大臣が考えていた制度の前身とはずつと後退しているはずですよ。それなのに、今、大臣はベストとおっしゃる。これは、とても私、国会の審議をしている者としては情けない答弁だというふうに思いますよ。今日は、そういう意味で、財務省にも総務省にも参加をしていただきました。

財務副大臣にお尋ねをいたします。概算要求ゼロ回答、そして大臣同士の、財務大臣と防災大臣の復活折衝によつてようやくこの制度が制度化される、予算付けがされてきた経過について詳しく述べてください。

○副大臣(石井啓一君) 平成十年の被災者生活再建支援法制定の際の附帯決議や、また昨年の七月の全国知事会決議等を踏まえて、昨年夏の概算要求時点で、内閣府より、被災者居住安定制度の創設を含む制度拡充について御要望がございまして、

た。年末にかけて両府省間で制度創設の是非を含めて事務的な折衝を行ってきたところでございまして。

住宅本体の取扱いに関しては、当初の内閣府の要求においては特段の条件付けはなかったわけでございますけれども、財務省といたしましては、まず個人住宅は典型的な私有財産でありまして、この維持については、地震保険の加入や耐震補強など、個人の自助努力が基本であると。公的資金による現金給付といった直接的な支援策の創設には問題が多いのではないかと、また自然災害以外の、例えば失火による類焼等で住宅を失う方もいらっしゃいますので、自然災害の場合のみ直接的な支援を行うことは公平性の観点から、予算の原案段階においては制度の新設自体をお断りをしたところでございます。

その後、防災担当大臣と財務大臣との間の復活折衝に際しまして政府として再検討を行いまして、個人の資産形成の公費による直接助成という形を取らないこととした上で、解体撤去費やローン利子など、災害の被災者が住宅を再建、補修する際に負担する経費を幅広く対象とするなど、支援の充実を図ることとしたところでございます。

今回の制度改正につきましては、財政当局といたしましても、非常に厳しい財政状況ではございますが、被災者支援策の拡充という趣旨を最大限尊重といたしまして、国として可能なぎりぎりの範囲で財政面での支援策の拡充に踏み切ったものでございます。

以上であります。○大洲絹子君 財務副大臣、国が基本的な人権として居住権の確保、そしてさらに生命、身体、財産を守るべき国の責務ということを明快に防災基本法にもうたわれていますけれども、こうした、じゃ国の責務はどうないますか。個人には、資産形成は個人の責務でやれと振っておきながら、この個人資産を失わせるべく自然災害を防げなかった国の責務ということについては、それでは

どういうふうにかたえていくのですか。

○副大臣(石井啓一君) これまで井上大臣からも御答弁あったかと存じますけれども、やはり私有財産の下では、財産というのは個人が自由にかつ排他的に処分できる代わりに個人の責任の下に維持することが基本でございまして、そういった点で考えますと、住宅は典型的な私有財産である、こういったことから、今回の制度創設に当たってもそういった私有財産という基本を踏まえたが、住宅再建の直接的な住宅本体の支援ではございませぬけれども、生活を再建をするスタートに当たってぎりぎりできるだけの経費を今回認めさせていただいたということで御理解を賜りたいと存じます。

○大洲絹子君 財務副大臣に聞きますけれども、国に入ってくる税金と地方に入ってくる税金の違いはありますか。どういう意味で違いとおっしゃっているのか分かりませんが、税金という意味では変わらないと思いませんか。

○大洲絹子君 地方がその税金を自分たちの独自の制度を作つて個人住宅の再建に支払うことは、それでは今の、あなたのさっきの御答弁では違法ということになりますか。

○副大臣(石井啓一君) 恐らく鳥取県とか宮城県の事例をおっしゃっているかと思いますが、そういう各地方で被災状況を踏まえた各地方自治体の独自の御判断も、それはそれでよろうかと存じます。

○大洲絹子君 整合性がないじゃないですか。国は公費を入れない、地方では同じ税金なのに地方が入れる支援策についてはそれはいいんだと。これは衆議院の質疑のときに井上大臣も、地方は金があるならどんどん入れればいいんだと、こういうふうに言っていました。私は見ていましたのでよく覚えていますが、そういうふうな感覚であるとする、地方の税金も国の税金も公費というところから見れば全く同じものであるのかかわらず、地方で独自にやる住宅再建支援は

よくて、国がそれには助けられないというこの論理矛盾をどう説明なさるのですか。財務大臣、答えてください。

○副大臣(石井啓一君) 先ほど申し上げましたように、地方は地方の独自の御判断があるかと思えますけれども、地方の独自支援策があるからといってそれを国全体の施策に広げる、すなわちそれをそのまま国の施策とするということはなかなか難しいんじゃないかと思えます。

○大淵絹子君 これまでもそういうことについていろいろあったんですよ。地方で様々な条例が作られてくる、地方でおおむね三分の一程度の条例が作られれば、国で法制化をしなければならぬというように追いついて来られて法制化をしていくというふうなことがずっと起こってきていたんですよ。

そういうことからすると、今度の鳥取の事例、宮城県の事例、そして兵庫県の事例などは、正に地方がもう黙っていられなくて、独自に立ち上がって制度化を始めている。これに対して、国はまだ財務大臣のような、井上大臣のような答弁の仕方をしていて、国会が数歩後れている状況なんです。本来ならば国がリードをしてこうした災害被災者を助けていくようなことは積極的に制度化して地方に下ろしていくべき政策であるにもかかわらず、こうしたことが今現実に行われている。今日は三宅島の議員の方も見えているんですけど、今日も、こうした国会のありようをどうな思っているのかと思います。本当に御推察したいというふうな思っているんですけども、そうした今状況にあります。

財務大臣はそうやって答弁をしますけれども、これから先、何年後になるか分かりませんが、地方の声を高まってきて、財務大臣が私有財産について国で支援できないというこの一線を越えなければならぬというところが必ず来ますよ。今ももう一歩、半歩越えていると私は思っているんですけども、更にそれが拡大していく時期が来ると思っています。それが四年後の見直

しのときにきちっと成就していけるように、強く要望しておきたいと思えます。総務大臣にお聞きをいたします。総務副大臣にお聞きをいたします。

阪神・淡路大震災後の被災者の生活再建を支援するために、全国知事会が本場に積極的に取り組んでまいりました。この九年間、そして、この法制化に向けて積極的な動きをしてまいりました。総務省はこうした全国知事会の動きをどのように評価をされているのでしょうか。

○副大臣(山口俊一君) ただいま委員御指摘のとおり、全国知事会の皆さん方、これまで随分こうした制度の創設に向けて御尽力、御努力をしてこられました。そういったことに関しては、正直、大変評価をさせていただきたいと思っております。

また、そういった動きの中で今回御審議をいただいている支援法の一部改正案というのを出てきたんではなからうかと思っておりますが、ただ、先ほどの御議論にありますように、いわゆる住宅本体の分が入っておりません。先般、三月の十七日に全国知事会の方からも文書をいただきました。附則とか附帯決議云々というふうなお話がありますけれども、前進と考えると、あるというふうなお話も実はいただいております。やはり今回の法改正というのはそうした知事会の皆さん方始めいろいろな方々の御努力の結果、先ほど大臣は百歩と言いましたが、大きな前進をしたんではないかというふうな考えでおります。

○大淵絹子君 総務省としては、鳥取県とかあるいは宮城県、兵庫県などのように、あるいは三宅島のことも入ると思えます。あるいは十勝沖地震のことも入ってくるというふうな思えますけれども、こうした地域独自の災害の再建、いわゆる住宅再建の支援策について、総務省は今後どのような取組をしていくことになるのでしょうか。

○副大臣(山口俊一君) これまでも、実は災害に

関しまして関係地方公共団体の実情を十分にお聞きをして、地方交付税あるいは地方債による地方財政措置を講じて、その財政運営に支障が生じないようにということで対処をしてまいりました。

御案内の、御指摘もございました宮城県、鳥取県の地震の際も、実情をお伺いをして、財政状況を勘案をして、その財政運営に支障が生じないようというふうなことで措置をさせていた。ただ、おけるところであります。ちなみに特別交付税に關しまして、鳥取県の場合は十四兆余り、地震だけで、災害だけでありますが、あるいは宮城県の場合は十一兆というところで措置をさせていた。ただ、おめんなさい、億でございまして、失礼いたしました。兆じゃありません。もう御案内だと思っておりますけれども、やはりこの特交付税というのは国庫関連災害復旧事業費あるいは罹災の世帯数等客観的な指標を基本として実配分をしております。例えば先ほどお話をいたしました宮城県とか鳥取県が独自に住宅支援をやっております。ことに着目したということではございません。

○大淵絹子君 そが非常に私は残念なんです。もう国会の総意、国会の中ではそのことをもう前進させろという声で圧倒的多数ですよ。そういう中で議論が進められてきて、既に阪神・淡路から九年たっているんですよ。前回法改正からもう五年もたっている。

こういう状況です。是非、防災担当大臣の下で総務省、財務省きちんと連携を取って、四年後の法改正に向けてこの住宅本体への支援の在り方、どうするかということを検討をしていただきたいと思えます。

三人の大臣、副大臣にそれぞれ御決意を伺いたいと思えます。是非前向きな御答弁をお願い申し上げます。

○国務大臣(井上喜一郎君) 私は、衆議院の方でも申し上げたんでありますけれども、各都道府県には都道府県独自の特別の事情があることがあると思えます。したがって、全国的な制度だけで

はカバーできないところがあると思うんであります。そういう特別の事情のあるときに県の独自の税財源で対応するということはあり得ると私は思えます。そういう場合は、恐らく今の建築費だとかというふうなことは手当てしないといけません。特別にここのところは着目した支援制度、助成制度じゃないかと思うんであります。それは決して私どもも否定するものじゃございません。

私は、今の私有財産制度の下では住宅本体に対する建築そのものの助成というのは非常に難しいと思うんですよ。これは、確かにそこまで助成をしるという方もあります。それはよく承知をしておりますけれども、それが全体の世論になつていく、考え方になつていくというのにはまだまだ距離があるんじゃないかと、こんなふうに思っています。

ただ、せっかく附帯決議を付けていただいておりますので、真摯にこの附帯決議につきましまして、附帯決議の趣旨につきましまして検討をしていきたいと、こんなふうに考えます。

○副大臣(山口俊一君) 今、大臣の方からお話があったわけですが、地方独自の事情というふうなお話も実はございまして、そういったことになりまして私どもとしても関係省庁といろいろ御相談をしながら、同時に附帯決議もいただいておりますのでありますので検討してまいりたい。

ただ、現状も実はこの住宅本体の周辺部分に出すわけですから、その分本体に御自身で回せるお金も出てくるというふうなことも一面あるわけでありまして、しっかりと新しい法律の下での効果等々も見極めて検討させていただきたいと思っております。

○副大臣(石井啓一君) 今回の制度は従来の制度と比べてやはり大きな前進が私どもはなされたんではないかというふうな思っておりますが、この附帯決議の御趣旨も踏まえてまた見直しが行われることと存じます。

○大洲絹子君 附帯決議の中には、残念ながら、国と地方の役割分担を踏まえつつという余計な言葉が入っているんですね。それ違うと思うんですよ。政治というのは、国と地方が連携をして災害に立ち向かっていく、災害から自立していくという考え方でなければならぬというふうにするのですけれども、是非、連携をして頑張るという言葉で、それぞれ副大臣、お答えいただけませんか。

○委員長(日笠勝之君) じゃ、石井副大臣からどうぞ。

○副大臣(石井啓一君) 見直しをする際には、当然のことながら各省庁よく協議してやるということになるかと存じます。

○副大臣(山口俊一君) 財務副大臣のお話のとおりで、しっかりと連携をして、本当に何がより効果的なのかということで考えていきたいと思えます。

○大洲絹子君 最後に井上大臣にも、地方と国とよく連携をして災害に立ち向かうという御決意をお願いします。

○国務大臣(井上喜一君) 政府は一体でありますから、各省によつてそう考え方が違うということはないと思います。一体になりまして地方の方とも話をさせていただくということでございます。

ただ、私、今議論を聞いておりまして、何かこう、予算要求をしますとその時点でどう何か関係各省が合意するというような感じに取られているようにありますけれども、これはいろんな考え方が各省によつてあるわけですね。それぞれの省がそれぞれの考え方で予算説明をする。場合によりましては、そうでない中間的なものも別なアイデアが出てくる場合もありますし、なるほど財務省の言っているとおりだということなことで、それを中心にまとめられることもありまして、いやいや、要求官庁の、ああこの意見ももっともだということ、それを中心にまとめられることもありまして、要は、よく議論をしまして政府として納得したところで決まるわけです。

非常に分かりやすいように、昔でいえば大蔵省が悪いんだと、これで片付けるところが非常にあったわけですよ。これは、ある意味のこれは責任逃れでありまして、私は政府というのはそういうものじゃないと思います。これはもう政府一体として考え方をまとめて、これだこうというところでやっておりますんで、今後につきましても同じようなことで対応していきたいと、このように考えます。

○大洲絹子君 ありがとうございます。

財務副大臣、総務副大臣は、私はこれで質問ありますんで、委員長の方でよろしくお願いいたします。

○委員長(日笠勝之君) じゃ、石井、山口両副大臣、御退席いただいた結構でございます。御苦労さまでございました。

○大洲絹子君 それでは、あとは尾見政策統括官とそれから大臣に質問をしていきたいと思えます。

まず統括官にお聞きをいたします。

本改正案では実質的なことはすべて政令以下にゆだねており、制度の内容が極めて不透明でございますが、法施行令、特に施行規則ではどのようなことを規定するのか。政府が四月一日施行に向けて既に準備しているとのことですので、その内容について明確に示されたいと思えます。

○政府参考人(尾見博武君) お答えをいたします。

まず、政令の見込み事項でございますけれども、一つは支援対象経費の追加でございます。これは、住宅再建に係る解体撤去・整地費あるいは債務に係る利息、債務保証料等、今回居住安定支援に係る認められた支援対象経費を追加するものでございます。その他、今回追加となる経費について二分の一の概算がござりますこと、それから法適用自然災害要件、これは隣接の市町村の場合には十戸以上で五戸以上であれば適用になる、もうこの部分でございます。それから、大規模半壊世帯の定義でございます。その他、支援金

の限度額は内閣府令で定める、こういうことを決まさせていただきます。こういうことを決めます。

内閣府令の見込み事項でございますが、居住安定支援のための支援金の限度額、例えば解体撤去、ローン利子等で二百万円とか、家賃等で五十万円とか、そういうことを決めます。それから、支給対象経費の算出額でございますが、解体撤去につきましても、雑損控除との関係で三割を控除して七割までということになります。それから、ローン利子につきましても、ローン減税との関係で一%を超えて三・五%まで等々のことが決まります。それから、支援金の申請期間であります。これは、家賃につきましても二十五か月、その他については三十七か月、こういうことを決めさせていただきます。それから、長期避難解除世帯の特例、これは三宅島の関係等でありまして、それについて決まさせていただきます、こんなことになっております。

○大洲絹子君 これまでも法の施行状況の把握について被災者生活再建支援法関連調査というのが国土庁それから内閣府で毎年実施をされてまいりました。その報告書の冊子が作られていますけれども、その内容を調べてみますと、大変中身が分かりやすく、それで被災者がどういうふうにかえているかというふうなことも詳しく載っています。非常に有意義なものだというふうに思いますが、この作成について継続をし、そしてさらに毎年公表をしていくべきだというふうに考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(尾見博武君) 本法の円滑な運用を図るために、制度の運用状況や課題などについて調査分析することを目的といたしまして、法制定時より予算を計上して、法が適用された自治体や支援金が支給された被災者に対して調査を実施してきています。その結果については適宜御要請をいただければ公表するということにしております。

今後につきましても当然調査は継続して実施をいたしますし、調査結果につきましてはホームページ等を活用し公表してまいりたいと思っております。

○大洲絹子君 先ほど統括官は、今度支援をする災害の対象が、今まで十戸だったのが隣接する市町村についても五戸以上の全壊の世帯がある場合に該当するということにおっしゃいましたけれども、この全壊五世帯以上とした、変えた根拠は何でしょうか。

○政府参考人(尾見博武君) 一つは、まず現行の制度の方から御説明させていただきますと、現行の制度は被災市町村の全壊世帯が十戸ということになっているわけがあります。

この考え方でございますけれども、そもそもこの被災者生活再建支援制度は都道府県の相互扶助に基づいて対応しようということでありまして、本来被災都道府県が単独でこの制度が行われなければこういう支援を行うということに相なるわけでありまして、その共済という相互扶助制度を使つてまでするということになると、それが一定の規模というものは当然あります。一戸であります。独自に対応できるかもしれません、ある程度はまともであれば、まともがあつたものについてこの相互扶助制度の適用を受けよう、こういうことが一つあります。国といたしまして、やはりその程度の規模の災害であれば国としても関与して必要な助成をするということで現在の制度が成り立つております。

そういう考えから十戸という数字が出てきておりますが、これは具体的には、例えば災害救助法の場合の適用が、一番人口の少ない五千規模のところまで三十戸減失という数字があります。その場合に支援法適用になるわけでありまして、そういうものを一応念頭に置いて、さらには、関連する制度でありますとか、例えば弔慰金の、災害弔慰金の場合の制度でありますとか、そういうことを念頭に置いて総合的に判断して決めさせていただいたということでありまして、今回の五戸は、そういう前提をそのままだに置いて、実際の五年間に、実際に被災の状況なんかを見てみる

と、ある一つのまとまった災害で、ここまでは、この市町村までは十戸だったと、隣が例えば八になった途端にこれは外れてしまうということについては、被災市町村とか被災者の間でやっぱ一種の公平感ということを考える必要があるんじゃないかと、こういうことでこういう五戸というのを打ち出したわけでございます。

○大淵綱子君　そこまでおっしゃるなら、自然災害本体の方も、人口十万人以下の市町村については十戸じゃなく五戸とすべきだったんじゃないですか。そこまで踏み込むべきだったんじゃないですか。

○政府参考人(尾見博武君)　今申し上げましたように、制度の基本としては、さっき、国が関与して助成するもの、あるいは都道府県間でこの相互扶助制度を適用してやらなきゃならない程度の災害の規模という基本は、やはりそのまま維持すべきだと。この辺については知事会等とも御議論した結果でこういうことに相なっているというふうに思っております。

○大淵綱子君　済みません、質問がちよっと飛びになっちゃって、ごめんなさい。

さっきの調査、関連調査のことなんですけれども、その関連調査では、自由回答という形でその心情を書いてあるわけですけども、その中で、支援金の支給の前提となる対象物件が限定されていて、事務手続も極めて煩瑣であるなどという意見が非常に多いんですね。

今回、今回の改正に合わせて、被災者が支援金の円滑かつ速やかな支給が受けられるように、これらの課題を見直し、制度をより使い勝手の良いものにするのが極めて重要であるというふうに思いますが、その手続の簡素化あるいは被災者の要望事項に対してもしっかりと取り組んでいただきたいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(尾見博武君)　まず、現在の百万円の支援金の対象の品目について、対象品目の拡大というお声があるのは承知しております。ただ、

この間、知事会等ともいろいろ御相談、御意見を伺っている中で、なかなか具体的に、じゃ、どういふ品目かということでは余り大きなお話としては出てこなかったというふうな事実があることだけ申し上げておきます。

あと、今回の支援金の支給について円滑かつ速やかに支給をするというための運用面でのお話でございませうけれども、例えば現行制度では通常経費と特別経費の概算払を受けるというふうにならず考えたときに、支給申請書というものがあります。それから、それぞれの通常経費と特別経費ごとに内訳書というのがあります。それは別様で作

することに例えはなっておりますけれども、それですと、共通の、住所とか氏名とかいろいろその中の記載事項がありますが、それを何度も書かないといけない、こういう問題もある。今度、対象経費が増えますと、書類もまた増えていくということも考えられますので、これは今、簡略化できないかということで、知事会等と検討させていただいているところであります。これは運用面の言わば通達というのか、そういう世界での整理になるというふうに思います。

円滑かつ速やかな支援金の支給ということに關しましては、先ほど政令事項で御説明させていただきまして、何となくも概算払というふうなものを活用するのが一番よろしいんじゃないかというふうに思っております。限度額の二分の一を概算払できるように政令で措置するということにいたしているところでございます。

○大淵綱子君　できるだけ手続の簡素化に努めていただいて、それで、早急に手続が完了して支援金が受けられるような体制強化を図っていただきたいと思えます。

現行の制度では、年齢制限とか収入制限というのが掛かっております。そして、調べてみますと、三十代、四十代の中堅ファミリー世帯への支援が非常に薄い状態になっていると思われまます。総務省の全国消費者実態調査結果によれば、三十代、四十代世帯の平均年収は六百万円から八百万円で

あり、現行制度の年収、年齢要件から見てもほとんどが除外をされてしまうという状況ですね。一方、資産ということで見てみますと、六十歳以上の高齢者世帯の平均保有資産と比べて、三十代、四十代世帯は、その三分の一から二分の一度程度しかございませう。資産で比較をするなら、だから、一概に所得、収入、月々の収入があるからといって住宅の再建がよりスムーズにいくということにはならないと思うんですよ。しかも、ファミリー世帯、いわゆる三十代、四十代の人たちは、いわゆる子育ての世代でありまして、多額の教育費も掛かります。

このような世代の被災者が、賃貸住宅の家賃補助を含めても本法の支援はほとんど受けられないというこの縛りですね、この制限について私は大変な問題だというふうに思っているんです。特に働き盛りの人たちに直接に行き渡るような支援でなければ、地域経済の復興とか、あるいは災害からの自立というふうなことはますます遠くなっていくんだらうというふうに思います。

年収、年齢要件の妥当性、特に三十代、四十代の中堅ファミリー層への支援について、私は、今のままの制度が適用されないならば何らかのほかの制度が必要なんじゃないかと、こう思うのですけれども、大臣、このことはどう考えますか。働き盛りの人たちには今度のこの法改正においても全部除外をされてしまうんですね。もちろん、年収五百万円以下の世帯の人たちは対象になりますけれども、それは全体から見ても多くない数なんです。こういうことでは私にはならないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(井上喜一郎君)　この生活支援制度といえますのは、五年前に制度が発足いたしましたけれども、想像が付きまますように、こういう新しい制度につきましては、この対象をどうするのかというところは非常に大きな議論になったと思うんです。これまでは自分でやっていたんだから、それに、そういった人たちにに対してこれを支援をしていくんですから、べたにやるとい

どうなのかという議論がありまして、そんな中で、これは中央防災会議だったと思えますけれども、議論の結果、真にこの支援を必要とする人に限定してやるんだと、そういうことで制度を発足させようじゃないかというふうなことに相なりまして、それじゃ真に支援を必要とする人とはだれなのかという議論になりました。とおおむねその対象者が五〇%ですね、五〇%、被災者で五〇%というふうなところに線を引こうじゃないかということで、具体的に、何といひますか、検討して決めたのが今の制度なんです。

ですから、これをまた検討してまいりますと、これ、大問題になりました。なかなかおっしゃるようにはいきませんので、これはこれとして、一応中央防災会議の考え方を踏襲しまして、今回は制度を設計させていただいたということでござい

○大淵綱子君　私が訴えていることが御理解をいただけないのかな。

本当に必要としている世帯というのはやっぱり子育て中の世帯であり、日本の経済とか社会全体を立ち上げていくためにも支援が必要と私は思うんです。三十代、四十代の世帯に対して、だから、この年齢制限を取ることによって支給対象が少し広がってくるのではないかなと思うのであえて質問をしているわけですので、この次の改正、あるいはこれは施行令とかでできるというふうな思っています。十分に検討していただきたいと思えます。尾見統括官、あつたらどうぞ。

○政府参考人(尾見博武君)　この点については今大臣からも御説明を申し上げたところであります。が、具体的に真に支援の必要な者ということについては、様々な議論を経て、当時の立法院と政府とお話をした上で決められた制度の根幹になります。したがって、現在の被災者生活再建支援法でも三条で、要するに支援対象者ということで、この収入要件と年齢要件は法定されているということで、政令以下に委任されておりませんので、そういうことで、かなりベシシクなものだと思

います。

それとも一つ、今、先生がおっしゃった五百万超のいわゆる中堅の方々もやはり大変困難な状況にあると思います。それから、子育て支援と、そういう観点も必要なんじゃないかという御議論はよく分かります。分かりますが、本制度は、現在の世の中の中で残念ながらいろいろな年齢層ごとに恐らく問題を抱えてみんな厳しい状況にあると思います。そういう中で、この制度は一つのセーフティネットとして、相対的にというか、相対的ににより厳しいと考えられる、例えば中高年の場合は再就職とかそういうのは非常に厳しいという現状があります。そういう現状なんかも考えてこういう制度が組み立てられているというふうに承知しているところでございます。

○大淵絹子君 私、今度のこの改正案の中でローンについて支援ができる仕組みができていますが、しかしこれもこの年齢制限とか収入制限が掛かってくるんでしょう。若い三十代、四十代だったらローンは組むことが可能なんですね。住宅再建の意欲も非常に強いと思うんですね。そうした利子補給とかそういうものにこれを使うことができないということが問題だと私は思っているの、何とかいいお知恵を絞っていただけないかと思つて今日は取り上げました。よろしくお願いいたします。

それから、被災者が支援を受ける対象かどうかという見極めを前年度の収入によつて決めるというところになっていきますね。そこは早急に支給をしていくためには、前年度の所得額で決めていくのは私は妥当な線だというふうに思うのですけれども、被災者によつては、たつた今もう収入の道が閉ざされてしまつていて、収入が激減をしていくことが明々白々という被災者の中にはいらっしゃるのではないかとと思うのですが、そういう人たちが役所に行つて手続をしたら、この今までのスキームとは別に追加的な特例的な措置で、被災者、被災したことによつて収入が途絶えたあるいは激減したという証明がなされれば、そこで支給

対象になることができるというような特例措置を考えてはいただけないでしょうか。その激減する世帯というのは非常に多くなつてくると思うんですけれども。

○政府参考人(尾見博武君) お答えを申し上げます。

やつぱり制度を運用する上で対象世帯の認定に係る基準日を設ける必要がある、これは先生も御理解を示していただいたところでありますが、その際、特例的なことでありまして被災後の状況の変化、こういうことまでを考慮すると、今災害との因果関係についても触れられましたが、きまさんと、何か制度間の、被災者間の公平というふうなことも確保するということが厳しくなつてくるんじゃないかと思ひます。被災後に例えば収入が減ると、いろんなケースもあると思ひます。それを一つにはその災害によるものというところで、例えば税務当局の証明書なんかではつきり確認をできるということが本当にできるのかどうか、そういう問題もあると思ひます。それから、ほかの事情の場合との境界線のようなこともいろいろ出てくるんじゃないかと思ひます。

それから、これはやや役人的だといつてしまわれるかもしれませんが、被災後の状況も、例えば世帯構成の人数なんかも変化していきます。そういうものも、これを認めるんだつたらこれはなぜ駄目なのかというようにすることについてやはり統一的な考え方を整理するというのはなかなか困難だと思ひますので、遺憾ながらやはりこは一つの基準日でがつり決めさせていただくということ運用するということにさせていただいておるところであります。

○大淵絹子君 そういう答弁になると思つていましたので、今回の附帯決議の中でも、生活再建のためのニーズは被災世帯により多様であることを考慮し、弾力的な運用を図るよう努めることというところで、私たちは第一条で規定をしたわけなんですよね。その弾力的な運用の中にその収入の

激減をした世帯に対する特別な配慮というのを入れていただきたいと思いますよ。

地域には民生委員制度みたいなものもありますし、町内会が形成されているということもありまう。町内会長さんや民生委員の立会いの下で、本当にその被災者が生活が困窮するほど収入が激減をしていけば、所得が激減しているということが証明できれば、私はそれは対象とするというようなことはやっていただけたらと思うんです。生活保護世帯を認定するときにもそういう町内会や民生委員がきちつと認定をするという仕組みもありますので、是非そこは考えていただきたいて、今ここで否定されるなら否定しないでいただきたいて、是非前向きに取り組んでいただきたいて、御答弁いただけるなら前向きな御答弁をお願いしたいと思ひます。

○委員長(日笠勝之君) 答弁しないの。

○大淵絹子君 しないの。残念ですね。答弁していただきたいてですね。

私たちは、国会議員が附帯決議として持つてくるにはそれだけの理由があつて盛り込んでくるわけですから、こは役人的な旧来の型にはまった自己保身的な考え方でなくて、大いに被災者に有利な立場に立つて政策作りをやるということが国民の側に立つた政治、小泉さんが言っている国民本意の政治ということになるんじゃないんですか。そこを是非、それができなければやつぱり政権交代以外にはないですよ。そういうことになるんですよ。是非お願いをいたします。

それから、制度を、この今回の法改正についてその制度の趣旨が周知徹底がされているかどうかということなんですから、どういう形で広報していくつもりでしょうか。

○政府参考人(尾見博武君) 居住安定支援制度の趣旨及び具体的内容につきましては、この御審議でめたく法案を通していただきましたら、直ちにいろいろな形で国民及び地方公共団体の方々に対して周知の徹底に万全を期してまいりたいと思つております。

なお、具体的に申し上げれば、直接の当事者といたしましては、基金がございしますが、基金はリーフレットとかパンフレットを作成しておりますので、今回の制度についてそれを取り入れた新しいというパンフレット等を作成して、それを、具体的な被災があつた場合、あるいは多くの都道府県とか公共団体にそれを配布をさせていただきます。同時に、都道府県とか市区町村におきましては広報紙における広報をするというふうに考えております。また、具体的に災害が起きたときには、そういうリーフレット、パンフレットのたぐいの広報資料を活用して、必要に応じて説明会のようなものを開催をして御説明するというようにいたしているところでございます。

○大淵絹子君 くれぐれも、国民が、ああ今度は国で制度ができたから三百万ももらえるようになったんだと、地震保険入らぬでも大丈夫だとか、耐震の家をやらなくてもいいんだというようなことにならないように、積極的にその周知徹底をさせていただきたいというふうに思ひます。

それから、この制度、いわゆる居住安定支援制度の導入によつて地方公共団体は非常に業務量が増大すると思われるわけですが、そうした市町村に対してどんな支援をされていきますか。

○政府参考人(尾見博武君) お答えいたします。今後、制度の内容と運用上の留意点について地方公共団体に対して通知をさせていただきます。と同時に、今度、知事会、市長会、町村会と連携をさせていただいて、分かりやすい手引書の作成、配布、それから研修会の実施等、特に窓口業務を担当する市町村職員に対する周知徹底を図つていきたい、これが第一であります。

それから、大規模な災害が発生した場合の被害認定業務、これも増えてくることになりましたが、これにつきましても都道府県職員の場合には応援を仰ぐとか、被災市町村の過度な負担を軽減するための方策について、知事会、市長会、町村会と十

分相談して対応していきたいと思っております。
○大淵綱子君 住宅の耐震化向上についてお尋ねをしたいと思います。

老朽の木造住宅の倒壊によって多くの人命が失われていくことは阪神・淡路大震災のときに経験をしたわけですが、ある有識者によりますと、政治の責務として、生きた被災者の声を聞くばかりでなく、犠牲となった被災者の声なき声にも耳を傾けるべきだとする。いわゆる阪神・淡路大震災の犠牲者にとつては避難所の生活環境や生活再建が課題なのではなく、耐震性が不十分な住宅に住んでいたこと自体に無念さを感じる、最大の課題はそこだったんだということを多分天国で訴えているんじゃないかというふうに思うのです。犠牲者の視点に立てば、阪神・淡路大震災の残された真の課題は、住宅再建というよりは、実は不十分な住宅耐震化の現状をどうするかということになるのではないかと思います。

政府としてこの課題に対してどのように対応していくのか、また公共施設の耐震化を計画的に早期実施する必要があると考えますけれども、これらの取組について、大臣から聞きましょうか、お願いいたします。

○国務大臣(井上喜一君) 御指摘もつともでございます。そのとおりだというふうに考えます。私は、国としてこれからどういうところに重点を置いていくかといいますと、やっぱりこれ、観測体制とかそれを土台にした災害予測ですね、こういうのはやっぱり大事だと思いますし、個人の立場からいいますと、やっぱり耐震化の工事を進めていくということが一番大切だというふうに思います。

この耐震化の工事につきましては、私は、原則的には市町村が一番の責任を負う立場じゃないかと思うんですけれども、政府といたしましても、例えば融資の制度とか、あるいは税の制度ですね、こういったことで幅広く支援をしていく必要があると思いますし、また、政府の場合はこの耐震化なんかについての助成の制度もありますけれども、これはやはり特定の場合、大変公共性の強い場合ですね、こういうのに特化せざるを得ないと思うんです。だから、一般的にはやっぱり都道府県、特にやっぱり市町村にこれを力を入れていただくと思います。

そういう意味で、この現状についてのPR、それから自治体の取組についてこれからお願いをしていくということが大切だと思います。

○大淵綱子君 今またそこで公共性ということが出てくるんですけれども、その公共性は大切ですが、けれども、しかし、国は国民の生命、身体、財産を守る責務を負っているということを是非お忘れにならないで、耐震化に対する予算の確保を十分にしたいだきたいと思っております。

以上で終わります。

○白浜一良君 冒頭に井上大臣にお伺いをしたいと思っております。

自然災害に遭うと、今日もいろいろ御議論がございましたけれども、当然、自助、共助、公助という全体的な体制が必要なのはもう言うまでもございませぬ。特に実際、災害に遭つてみたら公助があるというのは随分やっぱり励みになるし、やっぱり立ち上がるきっかけになるわけですね。そういう面ではいいですと、いわゆる生活再建という面ではいいですと、あの大惨事でございました阪神・淡路大震災までは何にもなかったわけであの不幸な大惨事を経験して何らかの制度が必要だということで、これ五年前にできた。五年後の見直しということで今回改正になっているわけですね。

ですから、当然、いろいろ今日も議論がございましたが、公助という面で見ると手厚い方がいいに決まっているわけでございます。ただ、今日の議論を聞いても分かりますように、基本的に、基本的な私有財産である住居に税金を入れていいか悪いかというのは、認めるか認めないかという、こういう議論はなかなか平行線で結論が出ないわけでございます。

そういうことはそういうこととして、本委員会が附帯決議はまだ決めておりません。採決後に附帯決議を決めることになっておるんですが、その中に、四年後の見直しというのが入っているんですね。それで実際、施行されてみて、いろんなケースを勘案していただいて、当然もう見直すべきものは見直すんだという、そういう、何か原理的な掛け合いやっているんじゃないに、実際、施行後の実態に即して見直すべきものは見直ししていくんだという担当大臣としての前向きな答えをまず前提として伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(井上喜一君) この衆議院の附帯決議のときに、私どもは実は政府としての意見があるかというふうなことで聞かれましたときに、やっぱり五年ぐらいたつていろいろ実績が出てくるかというふうな考え方が出てくる、それを整理をするというのはいままあ最短の期間じゃないかというふうな話を申し上げたわけですね。

ですから、ある種のやっぱりこの期間の経過というのは必要なんですけれども、しかし、最終的に四年という具合に決まりましたので、我々も四年の間にできます限りいろんな検討をいたしまして結論を出していきたいと、こんなふうに思っています。

率直に、今、これはこうだけれどもこれは駄目だとかいいとか、そういうあれのところ、今のところ全く持つておりませんので、真っ白な白紙の状況で、我々の主張は主張としてこれは御理解いただけたらと思うんです。私の立場といいますか、政府の立場としましてこれは申し上げていきます。それはそうでありませぬけれども、附帯決議の検討につきましては、この附帯決議に即しましていろんな検討をさせていただきたいと、こんなふうに考えております。

○白浜一良君 実際、施行してみても、いろんなケースを懸命に受け止めて考えていただきたいと、このように思います。

それから、これは被災された方への支援制度なんですけれども、これは私、新聞で読んだんです

が、東大の生産技術研究所の目黒先生ですが、こういうことをおっしゃっております。自主的に事前に耐震補強を行った人とそうでない人の間で不公平が生じると、事後支援重視の政府を批判していらつしやるという、こういう、新聞にも報道されております。

確かに、事前の準備というのものは大変災害という面では大事なことでございます。それで、いろんなのが、準備があるんですが、今日は二つだけ申し上げたいんです。

一つは、地震保険、これがなかなか普及率が低いんです。今、幾らですか、昨年三月末で一六・四％、加入率がですね。火災保険は大抵入つていらつしやると思うんですが、これ、いろいろ原因があると思うんですが、実際、地震が来るという実感性をお持ちでない方が多いということもあるかと思つて。それから、ちよつと保険料高いんですね。今、保険の種類が違いますけれども、ああいう入院保険とか一杯、外資系の損保がやっていますね。コモーションして、やつて、随分国民も分かりやすいから入つていらつしやるんではないか。

そういう意味で、これは大臣、担当ではないんですが、事前の備えという意味ではやっぱり、何というかな、もつと分かりやすい地震保険、金額でも入りやすい地震保険、これを国民の皆さんに普及すべきじゃないかと。そういう意味で、これは金融担当大臣になるんですかね、財務大臣になるんですか、金融担当大臣ですか、ともよく防災という観点から、大臣、一度お話しになって、そういう、保険会社の方にもつと国民に分かりやすいという地震保険、非常に加入しやすい保険を民間で開発して国民に啓蒙しないよというような督促をされたらいかがでしょうか。

○国務大臣(井上喜一君) お説のとおりでありまして、私も同じようなことを考えておりますが、何せ今の現状のこの制度をきちつと理解する必要があると思うんです。

なぜこんなに、こんな保険料率になっているの

かとか、それはいろいろ考え方はあると思うんですね、どうしてこういう事故率の考え方なのかとかです。それから、実績ですね。実際、保険料と支払との関係がある。これも損保の会社がやります。場合と農協とも違っているんじゃないかというふうな感じもするわけでありまして、それはどう違っているのかというふうなことで十分勉強しまして、何とか、この地震の保険に皆さんが加入できるようにするのはどうすりゃいいか、よく検討したいと思えます。それで、一応勉強しましてよく、勉強不足だと思えますね、もう少し私どもも勉強しまして、それからあと所管のところといえますか、関係のところと話をさせていた

○白浜一良君 そういふ、目に見えない努力なんですけれども、そういう一つ一つがやっぱり実つて、国民の皆さんが御理解をいただけると思うんです。ですから、そういう努力もお願い申し上げたいと思うわけでございます。

それからもう一つは、いわゆる住居の耐震工事です。これも専門家はよく言います、耐震工事をしたら実際被災されても随分違うと、そういう損壊度が全く違うというふうに言われるわけでございます。それでこれは、住居の耐震工事というのはいわゆる政府の補助制度があるわけでございますが、今日、住宅局長、来ていただいているので、ちょっと説明していただけますか。

○政府参考人(松野仁君) お答えいたします。

現在、住宅の耐震化の推進策を講じているところでございますが、現在の、平成十五年現在で申し上げますと、耐震診断あるいは耐震改修、これに補助を実施する場合に、地方公共団体に對しましてその費用の一部を補助するという制度を設けております。

ただ、現在のところは、平成十五年現在でございますが、補助対象地域が限定されているというふうなことが等によりまだこの戸建て住宅に對する補助の実績が上がっていないという状況ではございます。

○白浜一良君 これ、大臣御存じだと思えますが、耐震の診断は平成十年度とからそういう補助金制度ができたみたいですね。それから、いわゆるこれは個人の住宅です。十四年度から、今お話ございましたように、いわゆる耐震改修に補助金、個人の住宅に出ているわけでございますが、これ使われていない、全く、使われていないんですよ、せっかくこの制度を作ったんですが、それで、これ、松野局長、これ何か解決策考えていらつしゃいますか。

○政府参考人(松野仁君) 現在、ただいま申し上げましたとおり、補助対象地域の要件などが限定されていること等によりましてまだ実績が上がっていない状況でございますが、このために、平成十六年度の今回の、現在、審議され、成立いたしました十六年度予算、予算案におきましては、国の耐震改修費補助制度をより利用しやすいものにしたというところで、木造密集市街地に限定しておりました対象地域要件をおおむね一般的な住宅市街地であれば補助対象になり得るというふうな制度拡充を盛り込んでおります。

当該補助事業につきましては、住宅市街地総合整備費というもので設けておりまして、一応そのめどとしては十七億円程度ということではございますが、これは全体の大きな枠の中で運用できる制度になっておりますので、地方公共団体の要望額がこれを上回る場合にありましては全体枠の中でできるだけ対応してまいりたいと思っております。そして、一層の耐震改修の促進を図ってまいりたいと考えております。

○白浜一良君 それでは、今お話聞きますと、平成十六年度からいわゆる対象地域を、今までは密集市街地でもう極めて限定されていたと、今回は地方の中心都市の市街地まで全部拡大されるので増えるだろうということではございますが、なかなかこういう制度を作っても一般の国民の皆さんから来ないんですよ。

だから、松野さんをお願いしておきますが、これ、予算が通つたので速やかに、こういう補助金

出ますよということ、少なくとも、松野さんのお立場でいいますと、もう本当に現場の宅建業者まで分かるように、そういう住居の改修の相談とかです。それは宅建業者が受けるわけでございますから、そういうときに、こういう補助金出る、耐震工事もできますよという、そういうことを現場の業者の皆さんまで告知できるというか、分かるようにしっかり業界を指導していただきたいと思ひますが、いかがですか。

住民にこういう制度がありますよという、告知できるようなそういう御努力をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(松野仁君) 御指摘のとおりだと思います。

また、さらにもう一つは、これは公共団体が補助を行う場合に国が入れるという、その補助をすることができるといふ間接補助の姿を取っておりますので、是非地方公共団体にもこの補助制度を、公共団体の地域の中でその制度を運用できるような制度自体を設けていただいて受け入れられるようにしていただきたいこと、御指摘のとおり、工務店まで含めてこの制度ができた、拡充されたということを知りたいというふうなことを周知していききたいというふうなことを考えております。

○白浜一良君 今、住宅局長からお話ございましたが、大臣、確かに公共団体の役割が大事なんですね。やっぱりその地域の住民の方がよく分かっていた方がいいと。そういう分かっていただくためには、やっぱりそういう自治会とか町内会とかです。またそれに情報を与える地方自治体の役割が大きいわけ、これ大臣、十四年度も十五年度も使われていないんですよ、実際。

十六年度、いよいよ明日、あさつて、しあさつてですか、から十六年度が始まるわけでございますが、制度が拡充されるわけ、少なくとも、日本全国が一番いいんですけれども、少なくとも東海地震とか東南海・南海地震とか、極めて予測されている、またそれに対する措置法を作った地域はこれは緊急を要するわけでございます。そういう面、防災という大臣の立場から、総務大臣の方にも申入れしていただいて、速やかにそういう地元自治体が行うことを、その当該地域の

○国務大臣(井上喜一郎) こういう制度といひますのは、もう必ずこの公共性ということが要求されるわけでありまして、どういう公共性で説明をするのかということだと思ひます。かつてのよう、密集地域を絞ります、そこに災害が起れば大変だということ、そういうやり方もあるまいし、それじゃなかなかその支援ができないというところで、今回、対象を広くするというふうなことでありますけれども、何と申しますか、今のお話のように、例えば緊急性みたいなものを一つのメルクマールにして制度を組み立てていくというふうなこともこれは検討に値すると思うのであります。御指摘がありますので、総務省の方ともよく御相談をさせていただきたいと思ひます。

まだあれでしような、通達を出していないんだろと思うんだけど、出していただければいいなと思ひます。ありがとうございます、これからということでもあります。松野さん、結構でございます。

○白浜一良君 それじゃ、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(日笠勝之君) 松野局長、退席していただいて結構です。

○白浜一良君 それから、先ほどからこの本改正案の施行の話が出ておりますし、一部新聞報道もされていまして、順調にいきますと、今日は議決されるかと、本委員会です。何と申せば水曜日の本会議で本法案が成立するという予測がされるわけでございますが、この改正案が本院を通過したとして、先々のことなんですか、要するに四月一日から施行と考へていいわけですか。

○政府参考人(尾見博武君) 四月一日施行に向けて万全の準備をしているつもりでございます。

○白浜一良君 それで、前提といたしまして、これも先ほど少しお話に出ておりましたが、実際、被災地、災害が起こって被災地が生じましたら、どのぐらいの損害かという、本改正案に伴ったそういう識別をせなあかぬわけですね、地元が。そのためには、地元の地方公務員の皆さん、担当される方、今地方もやっぱり財政難でどんどんどんやったり人員カットしているんですよ。そんな大変な中で任務遂行されるわけで、十分な研修体制が必要だと。何かホームページとかパンフレットだけばつと流してそれで終わりということじゃ、ちよつと理解が進まないんじゃないかと思うんですけれども、これはいかがですか。

○政府参考人(尾見博武君) 先生のおっしゃるお話としては、一番大きいのはその被害、被害の認定の業務だと思っています。

それにつきましては、手元の資料ですと、例えば、平成十五年度、厚生労働省と連携して実施している研修がございすけれども、これは、例えば北海道、東北、関東ブロックだとか、幾つかのブロックに分けて研修会をやっております、その中で、ここに今、手元にございすけれども、認定基準の運用指針だとか、あるいは写真なども入っている参考資料だとか、こういうものを説明をさせていただいているというところでございす。

そういうことで、今後も、これについては、新しい制度の改正に伴ってこれも見直しをしていかななくては行けませんので、できるだけ早くそれを手当てをして、また説明等に遺漏のないように対応していきたいと思っております。

○白浜一良君 じゃ、もう従来されているように、地方に赴いてブロックでやるんですか。まあ都道府県でいうと四十七か所になるから大変で、ブロック体制でやるんですかね。そういう研修はちゃんとやりますよというふうに理解していいわけですね。丁寧にしていただきたいと思います。

○政府参考人(尾見博武君) ええ、そういうふう

に努めていきたいと思っております。

○白浜一良君 それで、先ほど言いましたけれども、なかなか自治体の職員の皆さんも手薄なんでも、少なくとも、そういう認定作業も含めてスムーズにはかどるためには、隣接市町村の、まあ大きな市町村でその市町村だけで充足できる体制組めるところというところはいいですよ、だけれども、いろんな市町村の段階がございすから、やっぱり隣接の市町村がやっぱり応援し合うと、何かあったときに、そういう日常的な制度、体制というものを作るべきじゃないかと思うんですが、この点はどうなっていますか。

○政府参考人(尾見博武君) 御指摘のように、各市町村のすべてに建築関係に例えれば明るい職員が必置されているとか、その数が多いということではないように思います。宮城の北部地震のときの状況も調べてみましたけれども、多くの公共団体では、比較的建築関係の資格を持っておられる職員の方の多い市でありますとか、あるいは宮城県自体とか、そういうところから応援を仰いで被害認定の業務をやっているということが分かつております。

私も、常日ごろから、応援、相互に応援するとか、都道府県から市町村に応援してもらうための一種のルール作り、協定みたいなものをしっかりと準備していくようにというふうなお話をしておりますが、具体的にそういうふうな協定の形でできちつとされているものについては残念ながらありません。思いますけれども、そういうことについて

もきちんと対応していきたいと思っております。

○白浜一良君 消防なんかでしたら、まあほとんど応援し合える体制でできているんですね。ただ、やっぱりそういう道筋を作らないと、こういう被災、災害が起こって、直ちにそういう再建支援するために、そういういわゆる速やかに認定しなきゃならないと、それも慣れている人がやるわけじゃないんで、だから、そういう日常的にできる体制を、今統括官おっしゃったようにしっかりと現場を指導していただきたいとこのように思います。

それから、もう一つお伺いしたいのは、応急危険度判定士いうんですか、これはこのぐらいのクラスだと、こういうふうなこの住居の倒壊した状況を見て判断する方、これが一級、二級建築士の皆さんが都道府県で研修受けてそういう資格を取られるということなんで、そういうふうな何について、伺っていますが、実際この都道府県の体制見て、この判断士の皆さんが災害あったときに、その地方自治体の役所の皆さんと一体になってばあつとこう判断するような体制になつておるんですか。

○政府参考人(尾見博武君) 応急危険度判定士につきましては、これは阪神・淡路の震災が一つの契機だと思えますけれども、やはり建築物の倒壊の危険性がありますとか、あるいは建築物の中が落下する可能性があるのかどうかとか、そういうことで災害直後からかなり集中的にそういうものをチェックして、宮城の例ですと、七千余りの建築物についてそれを調べられて、危険なものも千二百でありますとか注意が幾つとか、そういうような判定をしていただいております。それは非常によく機能されていると思います。

一方、被害認定に当たつてこの災害応急危険度判定士の活用がどういうことだったかというのに関係の地方の方に聞いてみましたけれども、残念ながら、余り多くは活用されてないという現状があります。まず、お仕事の中身は、確かに建物の壁とか柱がどの程度傾斜しているとか、共通の点が非常に多いように思います。ですから、その活用の可能性というのは当然あるんじゃないかと思えますけれども、こつちの被害認定の方は、市町村の罹災証明ということを通じて、最終的には、例えばこの支援制度の支援金の支給に当たる全壊になるのか半壊になるのか、今度ですと大規模半壊になるのかということに直結する、行政行為に直結するものということもありまして、今のところは、できれば行政機関の中にある建築のノウハウを持った人に応援してもらおうということ

で、活用されていないというのが現状なんじゃないかと思えます。

いかと思えます。

これとても、きつちりとした主体性を持った上で専門家のその能力を補完的に活用させてもらうということは十分可能だと思いますので、そういう問題についても検討していく必要があるんじゃないか、こういうふうな思っております。

○白浜一良君 まあ、被災家屋が少ない場合は役所が出向いてそんな短期間のうちにできるかも分かりませんが、ああいふ都市型の災害の場合、阪神・淡路もそうでございすけれども、それはもう役所ではとてもできないですよ。ということとは、日常的にそういう役所を核にしてそういう判定できるような、そういうボランティアというんですか、応援してくれる体制を作らななきまね。まず、それを、しっかりと日常的にそういうチームワークを作つてほしいということ、作るべきだということ、その中に、建築士さんだけじゃなしに、いわゆる損害保険の鑑定士さんについていっしょにやりますね、これは民間でやってはるから物すごく詳しいんですよ。その被害状況を見て、ばつとそういう、どんなだけ保険出すかというのを決めるわけですから。そういう方も、これは建築とは全然関係ない、縦割り省庁でいうと所管が違つて難しいかも知れませんが、幅広いそういうボランティアのチームを組んで、そういう人たちがそういう役所をサポートしてもらおうというふうな、そういう体制を作られたらいいんじゃないかと思うわけですが、いかがでございすか。

○政府参考人(尾見博武君) 先生おっしゃいますように、急に多くの仕事をする場合に、やっぱり専門家の能力を活用させていただくということは大事なことでございすので、今の災害応急判定士のお話でありますとか損害保険の鑑定人のお話もそういうものの一つとして受け止めたと思いますけれども。

ただ、一点だけ、損害鑑定人につきますと、現在の被害認定基準につきましては各省庁とも共通の基準になつておりますが、損害保険の場合は、

基本的なところでそう変わらないんですけれども、一応別建てみたいなことになっていまして、直ちにそのノウハウがどこまで活用できるのか、それはちよつと今後調べてみないと分からないところもあります。意見もお聞きして取り組んでいきたい、こういうふうな思っております。

○白浜一良君 大臣、何かこれ、御意見ございませうか。これ、縦割りなんです、建築士さんでいいんですよ、建築士さんでいいんですが、まあ忙しいしね、いざとなつたときにわつと応援してもらえないかどうか分からないんで、ちよつと所管的にいうと他省庁の、そういうよく、そういう家屋の倒壊状況を把握できるような、そういう人たちが能力を持った人たちにも応援してもらうような、そういう体制を組んだらどうかということですが、統括官に申し上げたわけですが、特段御意見ございませうか。

○国務大臣(井上喜一君) まあ、この被災地、被災者につきましては、実際自分の家がどういう具合に判定されるのかとか、あるいはどういう危険さを持つていのかということの確に早く知りたいというのは、これはもう当然のことだと思つてありまして、都道府県とか市町村が中心になつてやると思つただけでも、実際、規模の小さい災害ならともかくも、多少大きくなりますとなかなか市町村独自ではこれできないと思つてですね。

だから、そういう意味で、やつぱりある程度広域的なことを考えて、今言われますような、広域的にばつと支援できるようなそういう体制作りといひますか、こういう支援者をきちつと確保していく、できれば何か組織のようなものを作れば非常によろしいんじゃないかと思ひます。

○白浜一良君 よく御検討いただきたいと思ひます。

時間が参りましたので最後の質問にしたいと思います。今、今回の法改正で、二年以内に被災市町村に戻つて居住する世帯に対し、移転費、物品購入、補修に必要な経費を七十万を上限に支給する、

る、こういう内容が組み込まれているということなんです。三宅島の本当に島民の方はもう大変な難渋をされているわけですね。郷里に帰りたいという気持ちは一杯あつても帰れないという、そういう状況で御苦労をされているわけですから、その例から見て分かりますように、戻るときにいろいろこういう費用が出るということになつていられるんですが、どういうタイミングで実際に支援してくれるかということが、タイミングが大事なんです。何か、帰つて落ち着いてから書類手続して支援してくれるというんじや、これは同じ支援をいただいても有り難くないというんじや、こういういよいよ帰るといふそういうタイミングでやつぱりそういう支援金を差し上げるといふのが大変効果的な使われ方になるわけではございませう。

そういう面で、これも、政令になるんですか省令になるんですか知りませんが、そういうタイミングよくこの制度を生かすということが私大事だと思つていますが、最後にその辺の考えを確認して質問を終わりたいと思ひます。

○政府参考人(尾見博武君) 長期避難解除世帯の支給の特例につきましては、避難指示解除後に必要となる移転費、物品購入費、修理費に対して支援するというところで、現在内閣府で府令で規定すべき準備をしておるところでございませう。そこで、基本的には避難指示が解除された後で支出する経費、こういうふうな考えています。

これから先、まだこれは仮定の問題でありますけれども、帰島に向けて仮にその諸条件が整つたときに、いろんなステップを踏むと思ひますけれども、ここで考えておりますのは、避難指示解除ということ、その段階は、直後に島に行かれる方もいるかも知れませう。それから、まだ東京の方に、東京とかその他におられる方もいるかも知れませう。しかし、東京におられる方についても、帰島の意思が何らかの形で明示されて帰るということであれば、避難指示解除後であればこの支給ということができる、こういうこと

とに相なるだろうと思ひます。その他、その辺について、また実は子細に詰めておりませんが、概算私の活用だとか、そういうことも含めて、おつしやつた趣旨を十分に体していきけるように考えていきたいと思つております。以上です。

○白浜一良君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございませう。当改正案を受けて、今議論が続いているわけですが、各マスコミは、私が見た新聞では、この法案は半歩前進、被災地の闘いは続く、支援対象など課題山積み、公助の原点の議論を、第一歩にも笑顔なく、などなど、被災地の厳しい声が報道されています。

〔委員長退席、理事太田豊秋君着席〕
現行法ができてこの五年間、旧国土庁による被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会も一年八か月掛けて検討されました。そしてまた中央防災会議も一昨年、行政としては、被災者の生活再建を支援するという観点から、住宅の所有、非所有にかかわらず、真に支援が必要者に対して住宅の再建、補修、賃貸住宅の入居者に係る負担軽減などを総合的な居住確保を支援していくことが重要であると提言をされています。そして私は、住宅等の支援の在り方がこの本場に五年間もうずっと問われ続けてきたと思つてます。

だから、今ずっと議論がありましたから、個人の自助努力やお互いの助け合う共助のみでは住宅の再建は非常に困難であつたことが私は証明されたのではないかと思つてます。だから、今、個人の住宅に私は今税金を投入するかどうかの今ずっと議論もあつたわけですが、その理由が私は成り立つかどうかという前に、大臣は住宅本体の公的支援がなければ被災者の住宅再建は困難であることをお認めになるのか、それとも住宅本体の公的支援がなくても大多数の住宅再建は可能だという認識になつていのか、一応大臣のまず見解をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(井上喜一君) 住宅を再建するかどうかというのは被災者の意思によると思うのでありますけれども、少なくとも、今回のこの制度というのは、住宅を再建しようとする人に対して支援をするという制度でありまして、住宅再建に大いに役立つだろうというふうな考えております。

〔理事太田豊秋君退席、委員長着席〕
○大沢辰美君 先ほどの議論の中で大臣は、住宅再建支援に対する支援の在り方として、国民全体のコンセンサスが得られないことを挙げられたと思つてますが、私はその点については、阪神・淡路大震災のときも、今三宅島の人たちが避難していきつても、全国から私たちが支援が寄せられたと思つてます。そして、住宅再建についても全国から多くの皆さんの署名が集められました。だから、国民のコンセンサスと言うならば、十分に私は得られたと思つていますが、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(井上喜一君) 私どもは、こういう制度を作り上げますその過程におきまして、政府部内におきましていろいろな検討をすることは当然でありますし、いろんなところの意見は聞くわけですね。確かにおつしやるように、住宅の建築について公費をつぎ込むべきだという意見もありますけれども、私は度々申し上げますように、朝日新聞とか読売新聞とかその他の新聞が、やつぱりそこには、公助というものと個人の住宅というものとの間には一定のやつぱり線引きがあつてしかるべきじゃないのか、考え方の整理をする必要がある、こういうことを言つていられるわけでありまして、この制度自身が住宅再建に大変役立つだろうということはだれしも認めているわけですね。まあまあいいところで線を引いて公助を決めたんじゃないのかというふうなのが大方の見解、だつたんじゃないかというふうな理解をしております。

○大沢辰美君 じゃ、大臣は結局、国民のコンセンサスを得ることができたならば、今私得られていられると思ひますが、個人住宅への住宅支援は可能という考え方でしょうか。

○国務大臣(井上書一君) 国民の意識がどう動くかは別にいたしまして、私有財産制度を前提にする、そういった場合に、個人住宅でありますとか個人住宅用の土地、宅地につきましては、私はこれに対する助成というのは最後まで問題として残る部分だろうと、こんなふうに思います。したがって、遠い将来のところはいざ知らず、私有財産制度というものを前提にする限りにおきましては、この考え方を要するというのは非常に難しいことじゃないのかなと、こんなふうに思います。

○大沢辰美君 私は、兵庫県で阪神・淡路大震災を経験された大臣が、災害という特別な事態、住宅を失われたという特別な事態、住宅を焼かれたというその事態の中で公的支援をどうするかということをお尋ねしているわけですね。そこを私は原点にしてこの法の論議をしていた。だから、一般論でやっていただければ私はそういう答弁になると思うんです。そこをしっかりと踏まえてこれからの質問に対してお答えをいただきたいと思ひます。

私は、この五年間の被災者の支援の実態というのを皆さんのところに資料として、第一というのがありますが、そこにお配りをさせていただきました。この五年間、本当にすごい各地での災害が発生して、おうちを失っています。そして、半壊世帯、半壊住宅の方もたくさんいらっしゃいます。そういう中で、今度の改正によってこの人たちは、この被災者支援がどのように改善されるのか、説明をさせていただきますか。

○政府参考人(尾見博武君) お尋ねは、今後の災害について今回の制度がどういふふうな適用のことになるかという数字という意味でしょうか。

○大沢辰美君 この五年間の災害の一覧表を資料でお渡ししていますね。この被災者の皆さんが、もしこの改正がやられたときにはどう改善されるのかという点でございします。

○政府参考人(尾見博武君) この全壊世帯につきましては、これを例えば再建をするという形になりますと、二百万円の、最大限二百万円の給付

が予定される世帯ということに相なるというふうを考えます。

半壊世帯につきましては、このうち大規模半壊世帯というものが対象になりますので、それにつきましては、具体的にどのくらいのものかこの対象になるのかということは今計算をしております。

それから、家賃の補助でありますとかそういうものにつきましては、全壊後にどういふ住み替えになるかということにもなりますので、そういう意味では、全壊世帯の方が一〇〇%例えば再建するとしたらどういふような仮定を置いた議論はできるかと思ひますけれども、その辺のところの言わば住み替えパターンというふうなものがこれからいろいろあるかと思ひますので、直ちに明確な数字で申し上げることはできないと思ひます。

○大沢辰美君 確かに、資金、支給金額は増えたわけですが、その内容については増えると思うんです。でも、この表を見ていただいたら分かりやすいように、私は、全半壊、その人たちがすべて被災者として支援金が支払われたのは約二三%にすぎないわけですね。ですから、この改正案によってどう変わるかといつても、余り変わらないのではないかと、もう一つ比較したいのは、阪神・淡路大震災の被災者に対して行われた支援措置の内容について比較をしてみました。これが配付資料の二であります。

その左の方に、①倒壊家屋解体撤去費、いわゆる住宅関連支援ですね。これは、解体撤去費は、阪神大震災では所得制限なしで、再建の意思のあるなしにかかわらず一戸当たり平均二百一十万円、公費で撤去されました。改正案では、解体撤去費用は再建しなければ一切出ません。

③のローンのところで、利子補給について。阪神大震災では利子補給のみで、平均百七十一万円が支給されました。けれども、改正案では、解体撤去費用、ローンも含めてすべての支援

策の上限が二百万円となります。

⑤の民間住宅の家賃補助については、阪神大震災では百二十六万円の支給です。だけれども、改正案では上限は五十万円ですね。

だから、私は、今回の改正案では居住安定支援制度の創設と言っていますけれども、今でも住宅再建ができなくて苦しんでいる阪神大震災の被災者に対して行われた支援より、私は、改正案の方が金額でも低い水準であると思ひますが、これで改正と言えらるのでしょうか。その点についてお聞きします。

○政府参考人(尾見博武君) 今、先生、阪神・淡路大震災のときに取られた措置と、それから今回の改正案についての比較をされてお話があったわけでありまして、阪神・淡路大震災の際に取られた支援措置、いろいろございします。ございしますけれども、私どもは、できる限りその中から今回の制度に反映できるものについては反映しよう、と、こういう考え方で、被災した住宅の解体整備費とかあるいはローンの利子関係、それからローン保証料、家賃補助、それから住宅の建て替えに係る諸経費、こういうものを幅広く支援対象経費に加えた、こういうことであります。

基本的なところを申し上げますと、今回の制度は、阪神・淡路のような超弩級の災害ではなくて、この資料にもありますように、この五年間では十幾つという災害で、年に二、三度は起こる、起こり得る災害について適用するという考え方でございします。

阪神・淡路のように、ある意味で国、地方も特例的な措置をやった、あるいは金事業というふうなものについて、これもいろんな取組がされたと思ひます。そういうものと同列に論じることができないのではないかと、こういうふうに思っております。

○大沢辰美君 阪神・淡路大震災で特例でやっただけで、確かにこの比較をしたら、私は今の改正案の基準の方が低いという指摘をしました。けれど、今なお阪神・淡路大震災で、この前質問いたしましたけれども、住宅から強制撤去さ

せられるような、家賃、そして家賃が払えなくてそういう状態に追い込まれているという実態も皆様に訴えをさせていただきました。

そういう特例措置をやったというこの大震災でも、こんな状態の中で、今、私は今、尾見さんが答弁された、私は大きな災害、そして今私が一覧表で出している、何か通常起こり得るという表現がされたんでしょ、この災害とはまた違うんだという表現されましたけれども、私はこれはおかしい見解だと思ひます。大きい災害であつても小さな災害であつても、一人の、また一軒の家を失うということは同じなんです。その観点はしっかりと押さえて、どんな災害にも対応できる法の改正を求めていきたいと思ひます。

私は、本当にこういう状況を、ずっとこの改正案を皆さんとともに、この五年たつたらこの法案を改正したい、いものにしていきたいという思いで今日まで頑張つてまいりましたけれども、本当に問題点がやはり残されたままになっています。それは、今もちょっと指摘がありましたけれども、年齢、年収、これが限定されているために非常に困難を来している問題ですね。内閣府がこれは調査している実態調査なんです、夫婦共働きだと支援金を受け取れる収入制限から外れてしまつと。子育てや親御さんの介護などで一番出費の多い世代である収入の層に支援がないのはおかしいという意見も寄せられて、それを内閣府は受け止めていると思ひます。

私はまた阪神・淡路大震災でも実態調査を行いましたけれども、やはりその内容を見たら、年齢層は三十代という報告もありましたが、四十代、五十代が中心になっています。世帯主の年収は六百万から八百万円というその層が大体二三%を占めていると実態調査も出ています。ですから、この調査を見れば、やはり年齢制限、所得制限というのは非常にこの支援を狭めてしまつたということがこれまでの経験なんです。これはどうしても外していただきたいと思ひますが、その調査の結果をどう受け止められますか。

○政府参考人(尾見博武君) 今、先生がおっしゃった調査につきましては、私、今ちょっと手元に資料ございせんけれども、アンケート調査のことをおっしゃっているんですか。ああ、そうですか。

このアンケート調査でいろんな御意見はあるとは思いますが、毎年やっております調査で、被災者の方あるいは公共団体の方からいろんな御意見があります。その中に、年収・年齢要件についての見直しを求めるお声があることは承知をしております。

ただ、先ほど来御説明させていただいておりますように、この年収・年齢要件につきましては、この被災者支援法制度の言わば骨格になっている部分だというふうに承知をしております。これは法成立のときに、これは議員立法でありますけれども、各党の中でのいろんな議論があつて、その中で政府の方と十分調整をされて、制度の骨格を決める事柄として真に支援が必要、真に支援が必要な範囲というのはどういふふうにするべきかということについて様々な御議論があつた上で定められたものだと思っております。本法においても、支援金支給と並んでこの収入要件、年齢要件が法定化されているというのは、そのことを如実に物語っているものだというふうに思います。

だからといって、この点については一切見直しとか、そういう議論があり得ないのかというふうには、私もそこまで申し上げておりませんけれども、この制度の根幹的な議論でありますので、そういう意味では実際上、今の支給の状態を見ますと、この五年間で七八%、全体の七八%ぐらいに支援金が渡っていると、こういう事実もございますので、直ちにこの問題について見直しを行わなければならない事態であるというふうには言えないのではないかと考えております。

○大沢辰美君 真に必要なという言葉を時々使われましたけれども、私は、災害による被害がどのくらい重い負担になるかというのは、実際に被災を経験した人、その人でないと分からないんです

よね。

阪神大震災の後の被害実態調査というのも私たちやりました。その生活を取り戻すために平均二千四百八十八万円必要という被害実態が出されています。私は、震災を受けた人たちがゼロから出発だと言葉を使われる方がありますが、そうじゃなくて、マイナスから出発なんだということなんです。失つて何もなくなつて、そしてまた借金が残っているわけですから、マイナスなんです。それをこの法案の皆さんが、真に必要な層だとか、年齢だとか、所得の基準を何かきつぱりと決めないといけないんだという言い方をしていますけれども、そうじゃないんだということも一点押さえていた、だいたいと思うんです。

今も七八%の人に支給をしていると言われましたが、じゃ二%の人たちは支給されていないという実態ですね。私は、全半壊、半壊ということ強く言っていますけれども、その人たちから見れば実に七七%の人が支援がされていないんですよ。これでは再建できないということがはつきり言えるということ、この改正案を私は受けて、強く改善をしなければ住宅の再建できないということを強く申し上げて、もう一点、今、阪神・淡路大震災の問題でお聞きしましたけれども、三宅の問題でお聞きしたいと思ひます。

御存じのように、今日も三宅の村会議員の皆さんがこちらに傍聴に来られています。私たち災害対策特別委員会も、昨年、現地を訪れさせていただきました。実態の調査をさせていただきました。そこで、三宅島の住宅再建支援についてございまして、けれども、今回の改正によってどのようにこの支援が、今避難していらつしやるわけですから、変わってくるのか、そして改善がされるのかという点をまずお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(尾見博武君) 三宅島の問題でございいますけれども、一つは、生活再建支援金について先ほど来御説明させていただきましたように、避難解除後に必要となる例えば引越しの経費でありますとかいふような家財道具の購入費で

ありますとか、そういうものについて七十万円を上限として二度目の支給を行うということ、これは三百万円の枠の中でございましてけれども、そういうことを特例措置として規定させていただいているということが一点であります。

それから、三宅島につきましては、長期避難特例ということで、今、全世帯といいますが、そういうものが全壊世帯としてみなされて支援法の適用があるということになっておりますので、今後、避難解除後、帰島されて住宅を例えば再建する等の事態になったときには、今回の被災者再建支援制度の拡充ということ、居住安定支援制度の適用がなされるというものと考えております。

○大沢辰美君 三宅村が、昨年、被害の実態調査をされていると思うんですが、その結果はどういう状況になっていきますか、教えてください。

○政府参考人(尾見博武君) ちよつと私の記憶のあるところであると思ひますけれども、統一的な被害調査かどうかは分かりませんが、私が三宅島の住宅についてある現象としてはどういふことがあるかというのは、一つはシロアリの被害とあるかがあります。シロアリの被害で、家に帰つて家の面倒を見るといふことがないということも起因して、それがかなりの程度及んでいる住宅があるんじゃないかということが一つです。

それから、屋根が火山ガス等で傷んで、それで住宅の本体の中、住宅の中に雨水が入つていろいろ腐食するというような事態になっている部分、さらには、土石流じやありません、泥流ですね、泥流でもって住宅の中に土砂が堆積しているところもあると思ひますが、そういうような被害の状況があるのではないかと今思つております。

○大沢辰美君 その被害は私たちも見てまいりましたので、分かつております。今、私がお聞きしたいのは、被害実態調査、いわゆる被害費用という数字が出ていふと思うんですが、その数字について教えていただけますか。

○政府参考人(尾見博武君) 済みません。直ちにちよつと、把握していません。

○大沢辰美君 私が、新聞報道ですけれども、調べさせていただいた結果、被害実態調査の現段階での修繕費ですね、これに掛かる費用は平均二百九十六万円と書いてあります。そして、東島の東部ですね、この全壊に近い住宅では二千五百五十八万円必要だと出ていますが、これは間違いありませんか。

○政府参考人(尾見博武君) 新聞記事ということでございますが、新聞記事には確かに見出しに住宅修繕費二百九十六万円という数字が躍っておりますが、内容的には火山ガス濃度が比較的高い東部の全壊に近い住宅、今、先生御指摘になった数字もありましたが、そういうようなものを全部ひつくるための被害の見込みであるというふうはこの記事からは読めると思ひます。

○大沢辰美君 実態の調査をされた結果の報告です。それから、間違ひがないと思ひます。そうすれば、被災者の人たちが今避難していらつしやつて、やつと島に帰れるようになった段階で、この住宅を再建するにも、そして修繕をするにも、平均が二百九十六万円掛かるといふ、そしてひどいところでは二千五百万円。私は、阪神・淡路大震災の今数字を出しましたけれども、その人たちは二千四百八十八万円必要だったといふ、だから、本当にこの数字は的確に出ていると思ひます。そうすれば、今度の改正案でこの人たちは救済できないということになります。特別な措置を検討されるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(尾見博武君) 今、担当者からその説明を受けましたけれども、この調査は三宅島が行つた調査だといふふうには私も承知しております。民間のコンサルタントが一種の社員研修用にとつて、今、そういうことでまとめたのではないかと今思ひます。実際問題として、三宅島の住宅の被害というのは、なかなか体系的、組織的に現況を把握すると

いうのは難しいということを言わざるを得ないと思います。もちろん、一時帰島それから二泊三日とか三泊四日の帰島も含めて、多くの方が自宅の点検に行かれたり、あるいはその際にいろいろ手直しをされたりというようなことをされていると思いますけれども、まだ全体ですね、避難指示が将来解除されて全容についてきちっと把握をできた段階でないと、その辺のところはきちっとしたその状況は把握できないのではないかと思っております。

いずれにしても、今、私どもは、三宅村、東京都との間でこういう住宅の問題についてもいろいろ相談する場があります。三宅島の帰島準備プログラムも明日には出させていただく運びになっておりますので、こういう問題についても実際本場にどのぐらい掛かるのか、そういうこともきちっと視野に入れていかなくちゃいけないというふう

に思っております。

○大沢辰美君 大臣、私は、これは民間に村が委託したのではないかなという、新聞報道ですから。でも、数字的には、私たちも現場を災害特別委員会で見えてまいりましたから、大体数字的には被害実態は合っているのではないかなと思っております。

じゃ、その人たちが帰るといふ希望が持てるように、今の段階からこういう調査の結果どう対応すれば、どう特別措置を講じれば三宅の人たちが安心して帰れるようになるかということが今政府に問われていると思うんです。今も、村と都と相談しながら、そういうテーブルがあるとおっしゃいましたけれども、そういうテーブルがあるという

ことも聞いています。あるならば、余計、現段階からそのことを進めることによって避難している人たちが安心して計画が立てられるようにするべきだと。特定の、正に改正案に基づく内容では救済できないと思っておりますので、その点、大臣からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(井上喜一君) 三宅島の皆さんが三宅村の方へお帰りになるのは、少なくとも生活上安全

全、だということがもう大前提だと思っております。これにつきましては、科学的なそういう一つの数字値もあろうと思ひますし、あるいは三宅島の皆さん方あるいは東京都、まあまあこれぐらいだったらいんじゃないかというふうな、そういうふうな大方のコンセンサスが得られるような状況、安全な状況の中で私は帰島が始まるんじゃないかと思っております。

帰島の場合は、今問題になっております住宅だけのことはなしに、実際、いろんなことを検討して準備をして実行していかないとはいけないわけでありまして、それにつきまして三宅島、東京都、国の方でいろんな検討をやっております。かなり細かい検討をいたしております、各項目、事項ごとにどういような支援ができるのかとか、どこまでやるのかというふうなこと、これは生活のこと、それから基盤整備のこととか学校のこととかいようなことがありますが、それらにつきましまして一々細かく検討をいたしていると承知をいたしておりますけれども、住宅のこともいろいろと御指摘のような問題あるかも分りませんけれども、これは今回の制度によりましてひとつ住宅の再建をやつていただきたいと思ひ、これを含めて、これだけで三宅島の人たちが島へ帰るといふことはできないわけでありまして、できま

す限り円滑に帰島できますようなことを関係者の中でよく協議をして協議に従って実行していききたいと、そんなふうに思ひます。

○大沢辰美君 本当に抽象的で、いろいろある、住宅のことその一つだとおっしゃいましたけれども、私は、住む家があるかどうか帰る前提になつて思ひます。そこをきちっと押さえていただいて、これからの検討課題の私は特別措置の対応を考えていただきたいということを強く申し上げたいと思ひます。

そして、私は最後に、本当に阪神・淡路大震災の問題と三宅の問題を中心に住宅再建をどう進めていくかという点での、この改正案を通じての論議が重ねられたと思ひます。確かに金額的には百

万円から三百万円という支援金額は上がりました。しかし、今ずっと述べましたように、いろんな条件があつて多くの人たちが受けられないという実態もあります。

できるだけすべての人たちがこの支援策を受けられるような状態にすることも大事だと思ひますし、そして今、個人住宅に対しての支援の在り方というところで非常に大臣はかたくなにおっしゃつていましたけれども、私は一つ共通して認識を一致できたのは、国民のコンセンサスが得られれば個人住宅への再建支援は可能という方向も考えられるような含みがあつたように思ひます。今後

の見通しも私はまだ今はつきり言えないと思ひますけれども、やはり今被災者の人たちが望んでいることは、元の住んでいたところに帰りたい、そこで自分の住みかを構えて生活をしたいというのが被災者の声なんです。そこへ向かつてやはり政府は、もちろん地方自治体も頑張つています。そういう方向を検討する、私は大臣の、最後の今日の質問の見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(井上喜一君) この生活再建は単に住宅のことだけで解決できる、そういうふうなことができないと思ひます。住宅も大切でありますし、そのほかもうもの対策が必要であります。全体として被災者の生活が再建できるようなそういうことをやつていくことだと思ひます。

何でもかんでも国でやれるというふうな状況ではないと思ひます。それは、国は国としてやるべきことはやりますけれども、自ら努力をしてやつていただきたいことにつきましては、是非そういう努力もお願ひをいたしたいということでござります。

○大沢辰美君 終わります。

○委員長(日笠勝之君) 他に御発言もないようです。から、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(日笠勝之君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田村公平君が委員を辞任され、その補欠として段本幸男君が選任されました。

○委員長(日笠勝之君) 本案の修正について大沢さんから発言を求められておりますので、この際、これを許します。大沢辰美さん。

○大沢辰美君 私は、日本共産党を代表して、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨説明をさせていただきますと思ひます。

余りにも多くの犠牲者を出した阪神・淡路大震災から九年余り、元の生活を取り戻したい、私はこの悲痛とも言える被災者の願いにこたえることが政治の責任であるということを胸に刻み、今までその実現を目指して取り組んでまいりました。

そして日本共産党は、阪神・淡路大震災の直後から、個人補償による被災者の生活と住宅の再建を行うことを強く求めてきました。自力でどんなに頑張つても生活、住宅の再建は困難、公的支援が絶対に必要という切実な願いと、全国の支援の声を背に現行の被災者生活再建支援法が一九九八年五月に成立しました。

しかし、この法律は阪神・淡路大震災の被災者の実態から出発したにもかかわらず、阪神・淡路大震災の被災者には適用しませんでした。そして、支援対象世帯を全壊等世帯に限定した上で、被災前年の世帯全体収入、そして世帯主の年齢などの要件を厳しく設定をしました。また、使途制限が実情に合わないなどという問題を抱え、極めて低い水準のものでした。そして、この間の自然災害の実態を通して、この不十分さが、限界がいよいよ明らかになってきました。

今回の法改正に当たっては、実態を踏まえ、被災者の生活、住宅の再建を実現できる支援に充実させることが求められています。

提案されている被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案は、現行法の附則に基づく住宅再建支援の課題について結論を出したとしています

が、被災者、被災自治体の一番の要望である、住宅の本体への支援を除外しています。また、支援対象世帯や使途制限については、厳しく限定した現行法の枠組みを見直していません。災害による被害は前年の収入にかかわらず被災者にとって重い負担となります。

人が住んでこそ街が成り立つという、支援対象を限定せず、住宅本体への支援を行った鳥取県では、住宅の再建、街の復興が進んでいます。より多くの被災者を対象に被災者が一番必要とするものに支援することこそ、私は生活、住宅の再建、その街の復興に貢献することは明らかだと思います。

日本共産党は、被災者と被災自治体の切実な声にこたえるために、三つの内容を盛り込んだ修正案が必要であると提案をさせていただきました。以下、修正案の内容について説明をいたします。

第一に、被災者生活再建支援金の支給対象経費として、被災世帯の居住する住宅の建築費、購入費又は補修費を支給対象経費とすること。支援金の支給対象経費の内容を政令で限定をしないこと。

第二に、支給要件、支給金額を生活と住宅の再建に足るものにするために、収入合計額を二十万円以下に広げ、支給金額は一世帯当たり五百万円を超えない範囲まで引き上げること。

第三に、法改正施行後三年を目途に、施行状況を勘案して総合的な検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の検討事項を追加すること。

以上が修正案の内容であります。なお、本修正案に必要な経費は、平成十六年度でいえば約四十二億円です。

議員各位の御賛同を心からお願いを申し上げまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(日笠勝之君) ただいまの大沢さん提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正

案に対する意見を聴取いたします。井上防災担当大臣。

○国務大臣(井上喜一君) 本修正案につきましては、政府といたしましては反対であります。

○委員長(日笠勝之君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、大沢さん提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(日笠勝之君) 少数と認めます。よって、大沢さん提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(日笠勝之君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

大沢さんから発言を求められておりますので、これを許します。大沢絹子さん。

○大沢絹子君 私は、ただいま可決されました被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)、

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、被災世帯が円滑かつ速やかに支援金の支給を受けられるよう、概算払い制度の活用、書類の簡略化等による申請手続の簡素化を図るなど、運用上十分配慮すること。

また、生活再建のためのニーズは被災世帯により多様であることを考慮し、弾力的な運用を図るよう努めること。

二、居住安定支援制度の創設の趣旨及び内容について、国民及び地方公共団体等への周知徹底に万全を期すること。

また、業務量の増大が見込まれる被災地地方公共団体等に対して、適切な支援が行われるよう検討すること。

三、大規模地震から国民の生命、財産を守るため、災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化を急ぐとともに、住宅、特に個人住宅の耐震化に関する意識啓発に努め、その耐震化の普及促進を図ること。

四、阪神・淡路大震災のような大規模災害が発生した場合は、阪神・淡路大震災における支援措置を参考として、必要な措置を検討すること。

五、地方公共団体が、被災者の居住の安定と被災地域の復興に係る被災者や被災地域のニーズ、状況を踏まえた支援制度等を実施する場合、地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、適切な配慮を行うものとする。

六、居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後四年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(日笠勝之君) ただいま大沢さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(日笠勝之君) 全会一致と認めます。よって、大沢さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、井上防災担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。井上防災担当大臣。

○国務大臣(井上喜一君) 本委員会におかれましては、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案につきまして、熱心な御審議をいただき、ただいま全会一致で議決されましたことを深く感謝申し上げます。

ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重してまいりますのであります。

本法案の審議を終わるに際し、委員長始め委員各位の御指導、御協力に対しまして深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。

○委員長(日笠勝之君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

(参照)

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する修正案

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条・第二十四条」に、「第二十三条・第二十五条」を「第二十五条・第二十七条」に改める。

第三条の改正規定を次のように改める。

第三条中「のうち次の各号に掲げるものを」を「当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額が二十万円以下であるものに限る。」に改め、「世帯主に対し、」の下に「当該世帯の居住する住宅の建築費、購入費又は補修費その他」を加え、「として政令で定めるもの」及び「当該各号に定める額を超えない額の」を削り、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 支援金の額は、一世帯当たり、五百万円を超えない範囲内で被災世帯の受けた被害の程度及び被災世帯に属する者の数に応じて政令で定める額とする。

第四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第五条を次のように改める。

(支給の制限)

第五条 支援金は、当該世帯がその属する者の故意又は重大な過失により被災世帯となった場合には、支給しない。

第二十四条を改め、同条を第二十五条とする改正規定中「第二十五条」を「第二十七条」に改める。
第二十条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる改正規定を次のように改める。

第二十三条を第二十六条とし、第二十二條を第二十五条とし、第五章中第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とし、同条の前に次の二条を加える。

(不正利得の徴収)

第二十一条 偽りその他不正の行為により支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県は、その者から、支給した支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の第三項に規定する法律で定める歳入とする。
(受給権の保護)

第二十二条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

附則第三条中「同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」を「同条第二項中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額から被災者生活再建支援法

の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）」に改める。
附則に次の一条を加える。

(検討)

第六条 被災者生活再建支援金の支給制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案して総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平均して年約四十二億円の見込みである。